

（川崎市・横浜市・名古屋市・指定都市市長会同時発表）

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を開催し 報告書を取りまとめました！

本日、福田川崎市長がプロジェクトリーダーを務める指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を開催し、「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を取りまとめたのでお知らせいたします。

今回取りまとめた報告書をもとに、今後、国等へ働きかけを行い、特別市をはじめとした多様な大都市制度の早期実現に向けた取組を一層進めてまいります。

1 開催日時

令和7年11月17日（月）10時50分～11時50分

2 開催場所

都市センターホテル （東京都千代田区平河町2-4-1）

3 開催結果概要

- ・特別市制度の論点に関する考え方を整理するとともに、法制化案を作成
- ・令和4年4月から4年間に及ぶプロジェクトでの議論を踏まえ、国や政党等に対して政策提言を行うための報告書を取りまとめ
- ・今後も指定都市市長会として、国や政党等に対し、効果的な政策提言を行っていく必要性を確認

4 資料

- ・資料1 多様な大都市制度実現プロジェクト報告書
- ・資料2 多様な大都市制度実現プロジェクト報告書（スライド形式）
- ・資料3 多様な大都市制度実現プロジェクト報告書（別冊資料）
- ・資料4 今後の取組の方向性

問合せ先

川崎市総務企画局都市政策部

地方分権・特別市推進担当 小林

電話：044-200-2475

多様な大都市制度実現プロジェクト報告書

令和 7（2025）年 1 1 月

指定都市市長会 多様な大都市制度実現プロジェクト

多様な大都市制度実現プロジェクト報告書 目次

1	これまでの経過、プロジェクトの趣旨	1
2	現状認識	2
3	現状認識を踏まえて必要な対応	3
4	新たな大都市制度「特別市」	5
5	特別市制度に関する考え方	8
6	総務省ワーキンググループでとりまとめられた個別論点に対する考え方	13
7	特別市制度の法制化案	19
8	多様な大都市制度の早期実現に向けて	23

1 これまでの経過、プロジェクトの趣旨

指定都市市長会では、平成 22（2010）年 5 月に「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案～あるべき大都市制度の選択「特別自治市（仮称）～【基本的考え方】」を公表して以来、国等に対して継続して多様な大都市制度の早期実現を求めている。また、令和 2（2020）年 11 月には、「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、特別市制度の立法化に向けた素案を策定し、報告書としてとりまとめ、国等に対し提言を行っている。

令和 4（2022）年 4 月からは、新たに「多様な大都市制度実現プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を設置し、国や政党、国会議員、各種団体等への働きかけなどの機運醸成の手法や機運醸成のため必要な課題について議論するとともに、指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信することで、次期地方制度調査会や人口減少時代の到来を見据え、特別市を含む多様な大都市制度の実現に向けた取組を進めてきたところである。

こうした中、令和 6（2024）年 12 月には、総務省により「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が設置され、第 30 次地方制度調査会以来、約 10 年ぶりに国において、特別市を含む大都市制度に関する議論が行われたところである。

本報告書は、令和 4（2022）年 4 月から 4 年間に及ぶプロジェクトでの議論をとりまとめたものであり、人口減少時代に対する課題認識をはじめ、新たな大都市制度「特別市」に関する考え方などを提示し、将来を見据えた地方自治制度の抜本的な見直しや多様な大都市制度の早期実現の必要性について、国や政党等に対し、政策提言を行うものである。

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」参加市長

担当市長	福田 紀彦	川崎市長			
副担当市長	山中 竹春	横浜市長	広沢 一郎	名古屋市長	
参加市長	郡 和子	仙台市長	清水 勇人	さいたま市長	
	神谷 俊一	千葉市長	本村 賢太郎	相模原市長	
	難波 喬司	静岡市長	中野 祐介	浜松市長	
	久元 喜造	神戸市長	大森 雅夫	岡山市長	
	松井 一實	広島市長	大西 一史	熊本市長	

2 現状認識

(1) 進み続ける人口減少

我が国の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少を続けており、令和 6（2024）年 4 月に公表された人口戦略会議の分析レポートにおいては、2050 年までの間に全国の 4 割にあたる 744 自治体が「消滅可能性自治体」にあたるとされている。また、我が国の令和 6（2024）年の出生数は、前年より 4 万 1,000 人余り減少し、統計開始以来、初めて 70 万人を下回るなど、国立社会保障・人口問題研究所の想定を上回るスピードで減少を続けている。

人口減少は、我が国のあらゆる産業に影響を落としているが、地方自治体も例外ではない。今年度新たに大学を卒業する主な世代が生まれた約 20 年前（2000 年代前半）の出生数は 100 万人を超えているが、すでに、都市部の自治体においても職員採用が困難な状況となっている。こうした事実を踏まえると、将来的には更なる労働力の供給制約の深刻化が見込まれ、現在の行政サービスを維持していくために必要な職員の確保すら困難になる蓋然性は限りなく高いと言える。

また、高度経済成長期に整備された公共施設を中心に多くの施設が一斉に更新時期を迎える中、負担を分かち合う住民が減少していくなど、厳しい未来も十分に予測される。

(2) 東京都への一極集中の加速

国立社会保障・人口問題研究所の令和 5（2023）年推計によると、2020 年から 2050 年において人口が増加すると推定されている都道府県は他都市からの転入による社会増に支えられた東京都だけとなっており、また、令和 3（2021）年経済センサスー活動調査によると、資本金 10 億円以上の企業の半数近くが東京都に所在するなど、東京都への一極集中が課題となっている。

こうして進み続ける東京都への一極集中は、人材の過度な偏在や地域格差を増幅することとなり、地域社会や日本全体の持続可能性に対する脅威となるおそれがある。

また、政治や経済など多くの中枢的な機能が東京都に集中している状況において、首都直下地震等の大規模災害や新たなパンデミックなどが発生した際には、日本全体の社会経済活動に重大な影響を及ぼすことも想定される。

(3) 停滞する経済状況

我が国の経済状況は、名目 GDP で平成 21（2009）年までアメリカに次ぐ世界第 2 位の経済規模であったが、平成 22（2010）年に中国に抜かれ第 3 位となり、令和 5（2023）年にはドイツに抜かれ第 4 位となった。さらには、令和 7（2025）年に国際通貨基金（IMF）が公表した推計によると、今後は、インドにも抜かれ、世界 5 位になる見通しが示されるなど、我が国の経済は長期にわたり停滞し、国際的地位も低下している状況にある。

3 現状認識を踏まえて必要な対応

現状認識を踏まえるとともに、将来を見据えて、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、時代の要請や地域の実情に応じた行政体制を実現できるよう、地方自治制度の抜本的見直しが必要である。

(1) 効率的な行政体制の実現に向けた地方自治制度の見直し

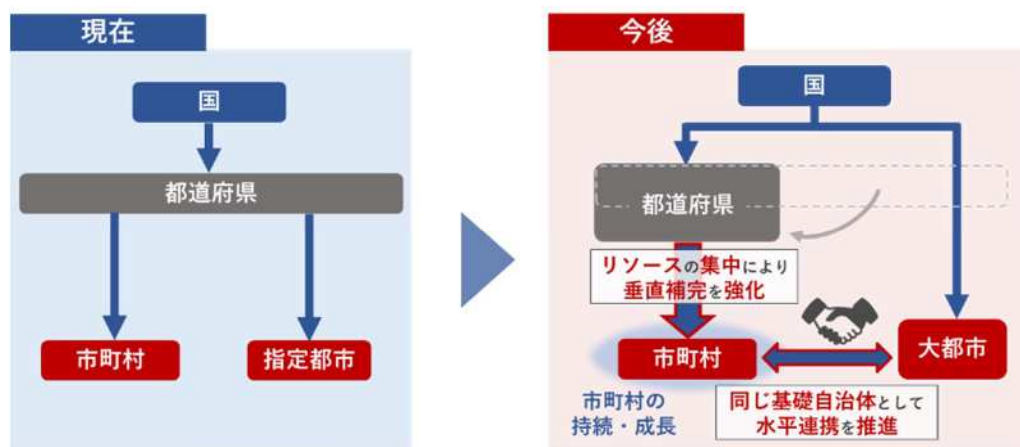
これまで、地方分権改革や市町村合併の進展等により、都道府県事務の一部を処理する基礎自治体が増加し、市町村の規模や権限は拡大してきた一方で、都道府県と市町村の二層制の構造は、基本的には明治時代以降変わっていない。

人口減少時代において、高齢化の進行や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、人材をはじめとした地域資源が限られていく中で、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられる。

将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、基礎自治体は、業務の標準化・効率化を行うとともに、外部資源の活用や共同利用を促進するなど、基礎自治体同士を含む多様な主体との連携をさらに積極的に進める必要がある。また、広域自治体は、従来のように中山間地域などの条件不利地域の小規模市町村の補完・支援を積極的に行うことが求められるだけでなく、これまで市町村が担ってきた役割を広域自治体である都道府県が担うなど、その業務や役割の見直しも想定する必要がある。さらには、広域自治体も基礎自治体と同様に、限られたリソースでの行政運営を余儀なくされることを踏まえると、大都市が広域自治体の業務を受け持つなど、大都市と広域自治体が協力しながら、地域全体での最適なリソース配分のあり方を考え、柔軟に対応していくことも必要となる。

以上のことから、急速に進展したデジタル化に対応した体制整備や、地域の実情を踏まえた基礎自治体同士の更なる連携、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立する必要がある。

【効率的かつ効果的な地方行政体制の姿（例）】



また、今後は地方自治体間の広域連携の仕組みがますます重要になるとともに、複数の都道府県をまたがって生活圈・経済圏を形成している圏域等においては、都道府県単位ではなく、圏域で一体的な対応が求められる。令和7（2025）年9月には、国によって「広域リージョン連携推進要綱」が制定されるなど、人口減少が進む中であっても、地域の成長力を維持していくために、都道府県域を越えた広域単位での連携を促すための仕組みが導入されており、今後もこうした圏域を意識した地方行政体制の仕組みの構築が求められるものとする。

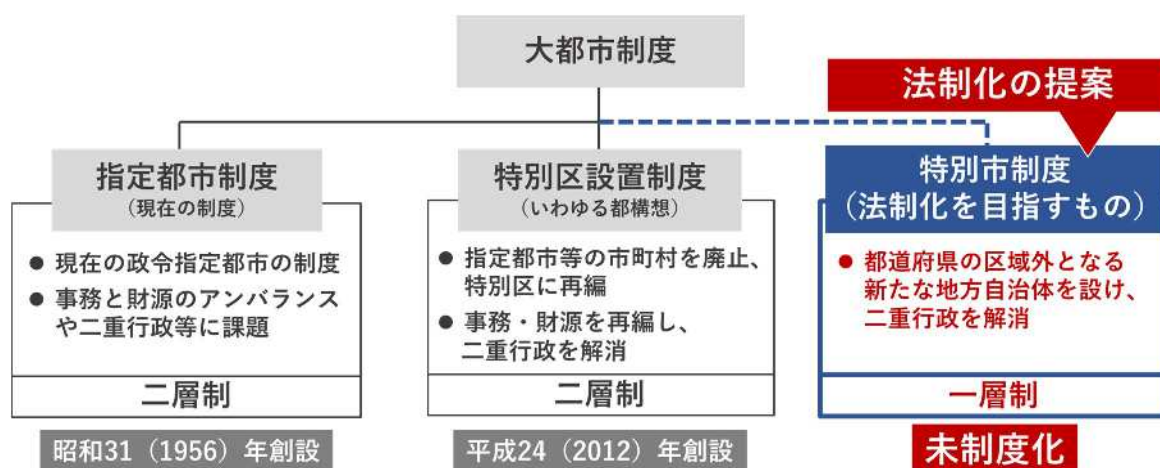
（２）大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築

「現場力」と「総合力」を併せ持ち、人口・産業が高度に集積している大都市は、住民に身近な基礎自治体としての役割はもとより、圏域における中枢都市として、また、都市行政を先導する先端都市として重要な役割を担っている。

そのため、急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じて、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要がある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しているが、現在の大都市制度は、旧特別市制度の廃止に伴い、昭和31（1956）年に暫定的に創設された指定都市制度と、平成24（2012）年に創設された特別区設置制度しか存在しない。現在においても、これらの制度のみでは都市課題に対し、十分な対応が図れないなどの課題が生じている状況にあるが、将来を見据えると、指定都市が、地域の実情に応じてその役割を最大限果たすことができる制度を選択できるよう、新たな大都市制度を早期に創設することが求められる。

【現在の大都市制度】



4 新たな大都市制度「特別市」

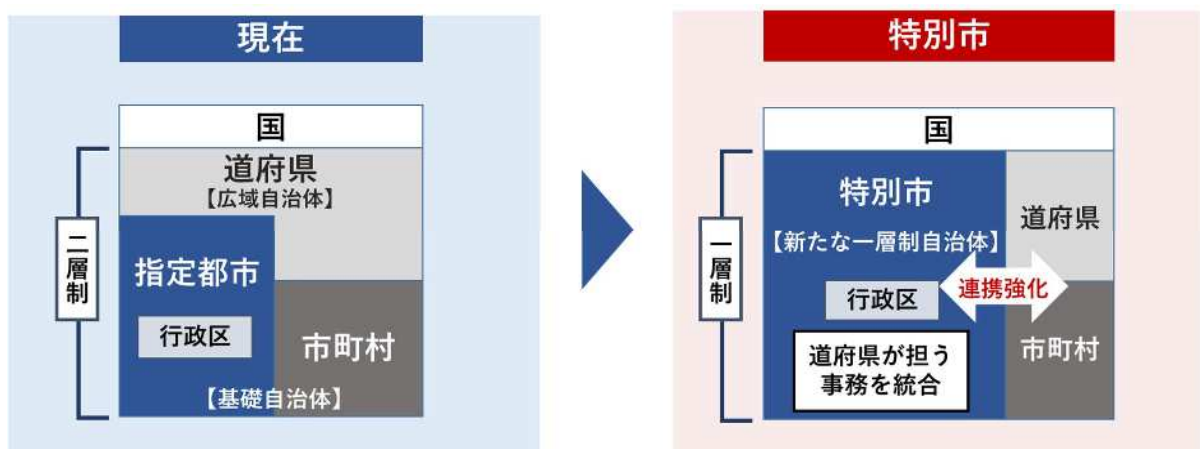
指定都市市長会では、人口減少時代を見据え、日本の未来を拓き、持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図る仕組みの一つとして、令和7（2025）年7月に「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」を策定し、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化を提案している。

（1）特別市制度の概要と人口減少時代において特別市が果たす責務

特別市は、現在、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組みであり、広域自治体に包含されない一層制の地方自治体である。

我が国の危機的な状況が見込まれる中、特別市は、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有するものとする。

【特別市制度の概要】



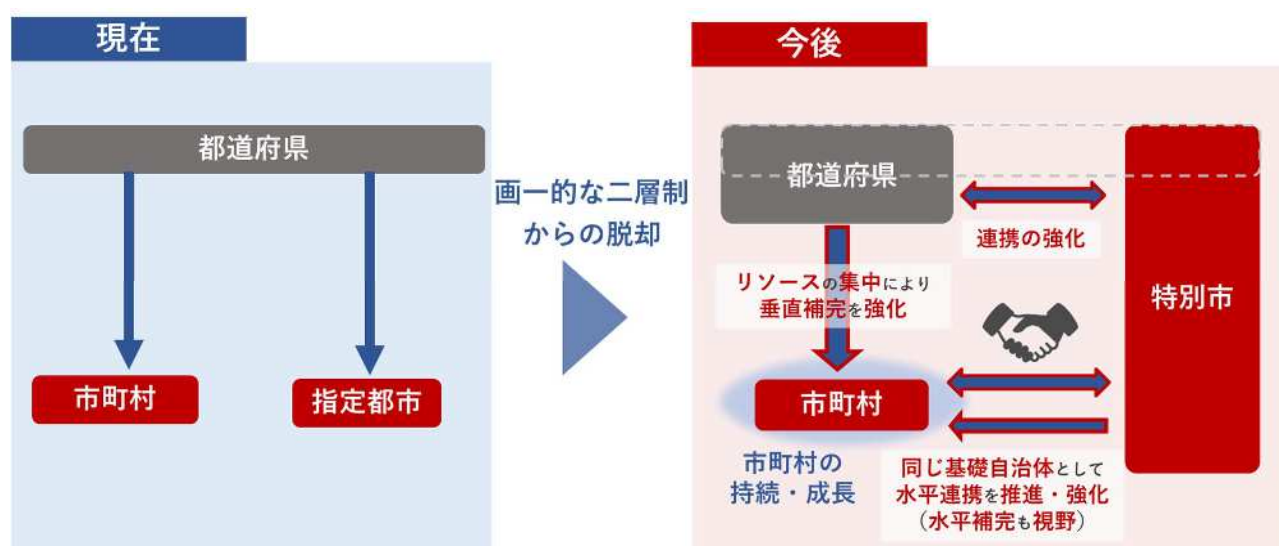
(2) 特別市制度の実現による道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービス提供

特別市が、大都市としての豊富な地域資源等を積極的に活用し、基礎自治体同士の水平連携の中心的役割を果たすことにより、広域自治体は、特別市を中心とした圏域内の行政を特別市による水平連携にゆだね、基礎自治体同士の広域連携が困難な地域の垂直補完にそのリソースを重点化することができる。

道府県と特別市がこうした役割分担を行い、特別市による水平連携及び道府県による垂直補完、さらには特別市による水平補完も視野に入れながら、それぞれの役割に注力し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がるものである。

また、人口減少時代を背景として、地方自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、広域連携を促進する仕組みとして、特別市と都道府県が水平連携により共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計も求められる。

【特別市制度の実現による持続可能な行政サービス提供の姿】



（３）特別市がもたらす効果

特別市は、市民サービスの向上はもとより、大都市を中心とした地方自治体間の連携強化による圏域の発展に寄与する。また、魅力あるまちづくりにより、海外から企業や人、投資を呼び込むことで、日本の国際競争力の強化にも繋がるものである。

そして、こうした特別市及び特別市を中心とした圏域が複数形成されることで、その効果が日本全体に広がり、多極分散型の持続可能な社会を実現し、東京都への一極集中により生じる課題の解決にも寄与する。

【市民への効果】

- 市域内の行政サービスを一元的に担い効果的な施策を展開することで、次の効果が期待できる。
 - 市域内における投資還元や手続の迅速化による好循環が生み出す「魅力的な発展を続けるまちづくり」
 - 災害対策や感染症対策への迅速・的確な対応など「強靱で安全・安心なまちづくり」
 - 施策の自由度向上や情報の一元化など「市民生活が充実し、利便性も向上するまちづくり」

【都道府県、周辺自治体、圏域への効果】

- 特別市が圏域の核となり、行政課題に応じて柔軟に圏域を設定し、都道府県や周辺自治体等との連携によって、圏域をマネジメントし、維持・活性化を果たす。
- 外部資源の活用や共同利用等の連携を力強く進めることができるとともに、都道府県との役割分担のもと、厳しい状況下にある市町村に対し、特別市による水平連携及び都道府県による垂直補完、さらには、特別市による水平補完も視野に入れることで、より複層的な支援を行うことが期待できる。
- 地方圏や三大都市圏など、地域の特性に応じた大都市の役割を発揮することも可能となるため、特別市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用しながら、積極的な投資を行うことで、圏域・地域の活性化が促進される。

【グローバルな視点での効果】

- 日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外からも企業や人、投資を呼び込み、都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込まれる。

【日本全体への効果】

- 日本を牽引する特別市が我が国に複数誕生することにより、東京都への一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待される。

5 特別市制度に関する考え方

指定都市市長会では、令和3（2021）年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」をとりまとめ、同報告書において、特別市制度の概要や必要性・効果、第30次地方制度調査会で指摘された課題への対応（考え方）を整理している。また、総務省のワーキンググループにおいて、特別市制度についても議論がなされ、令和7（2025）年6月には、同ワーキンググループの報告書が公表されている。

今回、プロジェクトにおいて、改めて特別市制度の議論を行い、この間の様々な議論や整理を踏まえて、現時点の「特別市制度に関する考え方」を次のとおりとりまとめた。

（1）指定都市制度における具体的な支障事例

指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。また、指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生している。これらは、道府県と指定都市という二層制の構造上の課題であり、個々の権限移譲の推進等により、実質的に特別市に近付ける取組だけでは解決できないものである。

道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている事例としては、次のようなものが挙げられる。

【道府県による関与の事例】

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応・ 都市計画事業の認可など土地の使用・管理・ 私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似事務・ 医療計画など道府県計画による制限 | など |
|---|----|

また、指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、市民ニーズへの迅速な対応が図れていないといった声が挙がっている。さらに、企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらないといった課題も挙げられる。

(2) 特別市がもたらす経済成長

高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市が、特別市へ移行し、より自立した大都市経営を行うことで、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらす。

日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外都市との都市間競争や都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題の解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込まれる。

また、特別市をはじめとした力のある大都市及び大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、国内におけるリソースの取り合いではなく、海外からも企業や人、投資を呼び込むなど、東京都への一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待される。

さらに、特別市はメガリージョンの活力を強化させるものであり、人口減少社会等においても複数の大都市圏域が我が国の成長を牽引し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが期待される。

【特別市がもたらす経済成長 具体的なイメージ】

I 点の成長	・ 自立した大都市として、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策を展開 ・ 新たな投資が促進され、積極的な企業誘致や地域開発等も可能となり、施策の自由度の高まりとの相乗効果により、魅力あるまちづくりを好循環に展開
II 線・面の成長	・ 自立した大都市が形成する圏域をマネジメントし、持続可能な行政サービスの提供と圏域の成長を牽引 ・ 道府県との役割分担や、都道府県と特別市の共同実施による広域行政、特別市と他の基礎自治体同士の連携による広域連携の取組を促進
III 空間の成長	・ 地域の特徴・強みを活かした分野において世界における都市ブランドの向上、先端都市としての実証フィールドとしての魅力向上 ・ 海外都市とのグローバルな都市間競争や共存が加速し、海外からも企業や人、投資を呼び込み、強い経済圏を確立
日本全体の成長	・ 大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、多極分散型社会を実現 ・ 国内におけるリソースの取り合いではなく、都市としてグローバルにも活躍し、多極分散型社会を構築することから、東京都への一極集中の課題解決にも貢献

※ 特別市制度は、地方自治の仕組みの視点から、現在よりも経済成長や多極分散型社会の実現がしやすい形にするものである。

※ 経済成長は単一の制度的要因のみによってもたらされるものではなく、様々な要因が複合的に重なることによってもたらされる。

(3) 特別市の制度内容等に関すること

ア 区の住民代表機能の考え方

特別市については、第 30 次地方制度調査会答申において、「法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分」であり、「過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要」といったことが述べられている。

そのため、大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、区内選出議員の市議会議員で構成する区の常任委員会等の設置と、区長を議会同意が必要な特別職とすることの双方の検討を前提とするなど、地域の実情に応じて、住民代表機能を強化・担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化していくことが必要と考える。

一方、住民ニーズの多様化や DX の進展など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、住民意思を的確に市政へ反映していくためには、上記に限らず、区によらないより小規模な単位での行政サービスのあり方をはじめ、各地域の実情に応じた住民代表機能の担保や住民自治強化に向けた仕組みを構築・運用していくことも考えられる。

なお、住民代表機能のあり方については、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には引き続き十分な議論が必要である。

イ 広域事務、連携のあり方

特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有するため、人口減少など、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく。

道府県と特別市が役割分担を行い、特別市による水平連携及び道府県による垂直補完、さらには特別市による水平補完も視野に入れながら、それぞれの役割に注力し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋げていく。

人口減少社会等を背景として、自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計が求められる。

ウ 警察事務のあり方

警察事務については、道府県の区域外となる特別市の実現によって、特別市の区域とそれ以外の区域に分割されることになるが、第 30 次地方制度調査会においては、広域

犯罪への対応に懸念が示されている。また、ワーキンググループ報告書において、警察本部等を新たに設置し、人員を確保する必要があるなど、コストの増加や分割されることによる非効率化という問題が存在する可能性について述べられている。

特別市は道府県の区域外となることから、特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提と考える。ただし、かつて自治体警察が存在していたものの、広域犯罪等への対応も考慮し、現在の警察法により、都道府県警察に移行した経過も踏まえ、公安委員会や警察本部の共同設置を含めた警察事務の共同処理など、道府県と特別市が共同で事務を担うことも可能とすることが考えられる。

なお、共同で事務を担う場合においても、生活安全部門や交通部門など、市民生活と密着する分野については、特別市が中心的な役割を担うことを基本と考える。

エ 税財政制度のあり方

特別市は、全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する道府県の行政サービスの提供に影響する可能性について述べられているが、地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものとする。

また、広域にまたがる業務について、道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が相応の負担金を支出するなどにより対応を行うことを想定している。

なお、これらを踏まえても、道府県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じないように、調整を行うことができる仕組みの導入についても、あらかじめ国と協議の上、検討を進める必要があるものとする。

オ 道府県有施設の取扱い

指定都市域内には、道府県庁や警察本部などの多くの道府県機関・道府県有施設が設置されており、特別市移行によって、多額の移管費用が発生する可能性について述べられているが、既に指定都市域内にある道府県有施設等の取扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、施設の移管・統廃合を費用負担も含めて、道府県と協議していくことになるものとする。

また、人口減少社会等において、公共施設の適正配置を考える契機になるとともに、これから高度経済成長期に作られた公共施設が更新や見直しの時期を迎える中、移転等によるコストが一時的にかかる可能性がある一方で、将来的には維持管理コストの縮減なども見込まれる。

具体的な施設再編等については、特別市制度が法制化された後、移行に向けた協議の中で、道府県・指定都市間で詳細に検討・協議をするべき事項であり、道府県民や特別

市民の利便性の観点から、特別市にそのまま設置することが望ましいと考えられる施設は、当面、特別市域に配置された状況も続く可能性はあるものとする。

カ 特別市移行の要件

高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市について、区域内の事務を一元的に担う特別市への移行を可能とし、より自立した都市経営を行えるようにすることが、日本の将来において必要と考える。

そのため、既に広域自治体の業務の大部分を担っている実績があり、人口 50 万人以上が要件とされる指定都市であることが、特別市移行の要件と考える。なお、指定都市移行の経過や地域特性などもあり、全ての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない。

人口要件以外の要件については、既に指定都市であることにより、大都市としての十分な規模・能力・実績を有することが担保されているため、必要ないものとする。

また、対象に隣接する市町村を含める制度設計については、否定されるものではない。

キ 特別市移行に向けた住民投票の考え方

特別市への移行により、指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号。以下「大都市地域特別区設置法」という。）では、住民投票が必要とされていることを踏まえ、住民投票によって、住民の意思を確認する必要があるものとする。

特別市に移行する市民には、市の区域の変更や新たな住民負担は発生しないが、道府県の区域外となることや、道府県知事や道府県議会議員の選挙権がなくなるといった影響も考えられる一方、当該特別市以外の道府県民には、道府県が提供する住民サービス、道府県の名称等を含め、直接的な不利益となる影響等は与えないものとする。仮に、住民投票が制度化された場合には、特別市への移行は、特別市に移行する基礎自治体のあり方を問うものであるため、住民投票を行う範囲は特別市に移行する「市民」と考えるべきである。

特別市制度の創設に当たっては、各種選挙制度への影響などを含め、引き続き、国をはじめ様々な関係者と議論を深めていく必要がある。

6 総務省ワーキンググループでとりまとめられた個別論点に対する考え方

令和7（2025）年6月に公表された総務省のワーキンググループ報告書の中では、特別市制度全般に関する論点に加え、広域自治体が分割されることによる影響を中心として、個別具体の事務の例示がされた上で、論点が挙げられている。

今回、その個別論点に関する現時点の考え方を次のようにとりまとめた。

なお、特別市制度全般に関する論点とそれらの現時点の考え方は、「5 特別市制度に関する考え方」に記載のとおりである。

（1）道府県の事務処理への影響と対応

【論点】

道府県が担っている事務について、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、残存する道府県の事務処理にどのような影響が生じ得るか。また、円滑な事務処理に影響が生じないようにするための対応の方向性をどのように考えているか。（報告書 P15※）

※ワーキンググループ報告書の掲載ページを表す（以下同様）

【論点に対する考え】

今の道府県の形ができてから135年以上が経過し、生活環境や社会経済活動の変化がある中では、これまでの広域的な事務についても、必ずしも道府県の区域に捉われず、実情に合わせた柔軟な圏域により対応していくべきものとする。

そのため、現行の広域自治体が分割されることをマイナスに捉えず、むしろ特別市と道府県との水平連携により、道府県の形に捉われない圏域での取組を推進していくことが必要と考える。道府県の区域内における地域資源の分配・活用という観点であれば、特別市が道府県や市町村と直接的な水平連携を行い、特別市が有する地域資源を活用することで、特別市以外の住民サービスを維持することができると考える。また、市町村のバックアップという観点であれば、むしろ道府県が市町村の補完・支援に一層注力できるように、プラスに働くものとする。

以上のことから、特別市の設置が、直ちに道府県の円滑な事務処理に支障をもたらすものとは考えていないが、仮に、道府県の事務処理にマイナスの影響が生じる懸念がある場合の対応としては、特別市への移行に際して指定都市・道府県間での事前協議を十分に行い、連携や対応の方針をあらかじめ決めておくことや、事務の性質や地域の実情に応じて特別市と道府県が事務を共同処理する仕組みを設けることなどが考えられる。

（2）災害時の総合調整事務への対応（例：コンビナート地域の災害対応）

【論点】

災害発生時の総合調整事務について、例えば、コンビナート地域における災害は、被害が市域を越えて広がることもあり得ることから、特別市の設置により、特別市と残存する道府県という広域自治体間の関係となることで、円滑な調整を行うことが困難になることが懸念されるが、どのように考えているか。（報告書 P15、16）

【論点に対する考え】

コンビナート地域の災害対応については、コンビナート地域という、市域をまたいだ連続性があり、災害発生時には一連の対応が求められる地域であるため、石油コンビナート等災害防止法により防災本部を都道府県に置くことで、一体的な対応をとることが必要とされていると認識している。特別市が設置されて道府県の区域外となる場合であっても、防災本部の体制は、コンビナート地域という特性に鑑み、コンビナート地域単位で一の本部を設置し、一体的な対応が可能となるよう、災害対応の仕組みづくりがなさ

れることが望ましいと考える。その上で、特別市と残存する道府県については、特別市への移行手続に係る事前の協議の中で、災害発生時の適切な対応・役割を調整し、あらかじめ組織体制を決定しておくことで十分な対応を図れるものとする。

また、コンビナート地域に限らず、災害の状況によっては、特別市の市域内は特別市が対応し、道府県はそれ以外の地域に注力するという役割分担によって、行政サービス水準が低下することはなく、むしろ地域全体としては行政サービス水準が向上すると考える。さらに、地域内のリスク分散にも繋がると考える。

第5回WG資料に記載のとおり、コンビナート地域に所在する事業所に係る高圧ガス保安法事務について、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移譲することは可能と所管省庁より示されているところ、神奈川県での移譲の事例では、移譲に向けての協議の中で、防災活動や応急活動等が適切に実施できるよう、県、横浜市及び川崎市の役割や協力関係を整理した上で移譲に至ったものである。まさに地域の実情に応じて関係自治体同士で協議し、災害発生時の調整に係る懸念を払拭し、権限移譲を実現させたものに他ならず、特別市への移行手続においても同様に、指定都市と道府県の協議によって、災害対応に支障を生じさせない体制作りは可能と考える。

また、コンビナート地域以外も含め、仮に被害が市域や県域を越えて広域的なものとなった場合でも、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の制度により、現在も広域自治体同士が協力して対応している実態がある。

以上のことから、道府県の区域外の特別市への移行が、直ちに円滑な調整を行うことが困難になることに繋がるとは考えていない。特別市と道府県の間での協議により適切な災害対応体制が構築されれば、むしろ権限の一元化による防災力の強化に繋がるメリットもあるものとする。

(3) 警察事務への対応

【論点1】

警察事務について、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、組織犯罪等の広域犯罪への対応に支障が生じることが懸念されるほか、新たな警察本部等の設置や人員の確保など、コストの増加や分割による非効率化という現実的な問題が存在すると考えられるが、どのように考えているか。(報告書P15、16)

【論点1に対する考え】

警察事務の具体的なあり方については、特別市制度に見合ったあり方を今後国と協議していきたいと考えている。

特別市は、道府県の区域外となることから、警察事務も一元的に引き受け、特別市に公安委員会及び警察本部を設置することが前提と考える。

現在の指定都市については、警察法により道府県警察本部に市警察部が置かれているが、特別市によって警察本部を自らが設置することにより、その機能を強化することができるものとする。

都道府県警察の分割による広域犯罪への対応について指摘されることがあるが、現在も都道府県域を越えた広域犯罪化が進んでいる中、既に都道府県域をまたいだ都道府県警察間の連携・広域捜査による対応が図られており、特別市となっても現行と同様に、所管区域をまたいだ連携により、大きな支障は生じないものとする。

都道府県警察が細分化されることによるコストの増加や非効率化の可能性については、特別市が警察事務を担うことで、市が有する地域安全に関する情報やノウハウ等を活用しやすくなり、治安・防犯対策の強化を図ることが可能となるなど、地域に根差した、より一層のきめ細やかな対応が可能となると考える。また一方で、特別市全体としては、二重行政の解消や行政運営の工夫などにより、コスト削減に繋がることも考えられる。

【論点 2】

特別市と残存する道府県とで警察組織を共同設置することについては、警察事務に対する長・議会の関わりや警察の民主的管理の在り方をどう考えるかといった課題があると考えられるが、どのように考えているか。（報告書 P16）

【論点 2 に対する考え】

警察の民主的管理については、公安委員会の設置や委員の選任過程等における議会の関わりにより担保されていると考えられる。現在の公安委員の仕組みでは、公安委員 5 名のうち 2 名は指定都市の市長が市議会の同意を得て推薦したものについて知事が任命するものとされている。特別市と道府県が公安委員会を共同設置する場合においても特別市と道府県の議会から推薦したものを含めて任命するなどの工夫を行うことが考えられる。

警察組織を共同設置する場合の各長や議会の関わりについては、道府県と特別市の協議により決めるべきものであると認識しているが、具体的には、今後、警察事務に関する国の関与のあり方も含め国と協議していく必要があると考えている。

（４）医療提供体制の確保に関する事務への対応**【論点 1】**

大学病院や医師等の医療資源の多くが大都市部にある現状を踏まえると、特別市の事務とした場合には、特別市と残存する道府県の区域を含めた一体的な医療提供体制の確保に向けた取組が行われないこと等により、資源の効率的な活用による医療提供体制の維持が困難となることが懸念されるがどのように考えているか。（報告書 P17）

【論点 1 に対する考え】

特別市と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることで、資源を効率的に活用し、一体的な医療提供体制を確保する。

生活環境や社会経済活動が広範囲化した現代においては、必ずしも都道府県の区域に捉われず、実情に合わせた柔軟な圏域と自治体間の連携により対応していくことも重要である。特別市と都道府県との水平連携により、都道府県の形に捉われない圏域での医療提供体制の確保に向けた取組が促進されることで、プラスに作用する面もあると考える。

大都市部と地方の医療提供体制のあり方については、超高齢社会などを踏まえ、日本全体で検討していくことも必要であると考えている。

【論点 2】

特別市と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることが考え得るが、その場合であっても、協議・調整が調わなかった場合の対応については、なお課題があると考えられるがどのように考えているか。（報告書 P17）

【論点 2 に対する考え】

広域自治体や周辺市町村との水平連携の強化により、広域的な事務への対応を図ることを考えており、事務の性質や地域の実情によっては、「共同処理」などの広域連携手法も想定している。

「特別市」と残存する道府県の間で協議・調整が調わなかった場合の対応については、特別市の制度設計の中で、新たな仕組みを設けるなど、あらかじめ国と協議の上、検討したいと考えているが、事案によっては現行の地方自治法第 251 条の自治紛争処理委員の制度を活用することも考えられる。

（５）都市計画に関する事務への対応

【論点 1】

特別市が設置された場合、広域調整や効率性の観点から、現在都道府県が担っている事務（都市計画区域の指定、特に広域の見地から決定すべき都市施設に関する都市計画の決定に係る事務）を国が行うこととすることや、特別市と残存する道府県の間で広域調整を行うための新たなルールを設けることが考えられるが、現在都道府県が担っている地域のまちづくりに関する判断を国が行うことの妥当性についてはどのように考えるか。（報告書 P17）

【論点 1 に対する考え】

都市計画に関する事務については、地方分権改革の中で機関委任事務から自治事務化され、地域の実情に通じた地方自治体が自らの責任と判断でまちづくりを進めていくことができるよう、多くの事務権限が基礎自治体に移譲されてきたところである。そのため、道府県に残された事務権限については、広域性によるところが大きいと考える。

都市計画区域の指定については、行政区域にとらわれず複数の市町村にまたがることもあることから都道府県の事務とされていると考えられるところであるが、特別市が設置された場合、特別市域内で収まる区域の指定については、周辺自治体への影響等も考慮した広域的な視点を持った上での特別市の事務とすることが適当と考える。そして、市域に収まらない場合は、都道府県の所掌範囲にもかかってくるため、特別市と都道府県の間で適切な調整を行うこととし、そのための新たな仕組みを構築することが望ましいと考える。別の手法として、市域に収まらない場合には国が指定とすることも考えられるが、それは、現行制度においても複数の都道府県にまたがる区域の指定は国の事務とされている（都市計画法第 5 条第 4 項）ことから、国が行うことの妥当性は否定されるものでないと考ええる。

広域の見地から決定すべき都市施設の都市計画の決定については、市域を越えて影響を及ぼすことが考えられることから都道府県の事務とされていると考えられるところであるが、都市計画法第 8 7 条の 2 第 1 項により、それらの施設のうち、いくつかの事務権限は既に指定都市に移譲されており、引き続き都道府県に残されている事務権限は限定的な範囲である。そのため、これら都道府県に事務権限が残されている施設については、国が直接処理するのではなく、特別市が広域的な視点を持った上で都市計画の決定を行い、必要に応じて都道府県との調整の仕組みを検討するという方法も選択し得るのではないかと考える。これらの都市施設に関する都市計画への国の関与は極めて限定的であり（都市計画法第 1 8 条第 3 項）、国が直接行うことまでは不要ではないかと考える。

【論点 2】

特別市が設置された場合、特別市が施行する都市計画事業の認可についても新たなルールを設けることが考えられるが、認可の事務を誰が行うこととすべきかや、仮に国が行うこととする場合の業務量負担についてどのように考えるか。（報告書 P17）

【論点 2 に対する考え】

都市計画事業の認可についても、実現はされなかったものの、平成 20（2008）年の地方分権改革推進委員会第 1 次勧告において都市計画決定権者へ移譲すべきとされていたものであることから、国が行うこととするよりは、特別市が行うことを軸に検討すべきものと考ええる。また、埼玉県や京都府など、既に事務処理特例によって、都道府県から市町村へ事務が移譲されている府県の事例が複数存在することからも、基礎自治体である特別市が行うことを軸に検討することが望ましいと考える。

前述のとおり、地方分権改革推進委員会からの勧告がありながら引き続き都道府県の事務とされた理由は、土地収用権が付与されることから、適切性・公益性を確保するために、第三者である都道府県が確認する必要があるとされたためと考えられる。そのため、特別市が事務を担うことへの懸念を払拭するための対策として、適切性・公益性を確認するため、第三者的な審査機関の設置や外部有識者の関与など第三者性を担保する制度設計や、事業認可と土地収用の所管部署を分けることによる土地収用に対する公平性・公正性・透明性の確保などが考えられる。

これらの対策を講じた上で、特別市が事務を行うこととすれば、国の業務量負担の問題は生じないものと考ええる。

(6) 残存する道府県の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための財政面での対応

【論点】

特別市への移行により、特別市の財源超過額が拡大する場合、残存する道府県の財源不足額が拡大するほか、他の地方公共団体にも影響が生じることが懸念される。こうした影響を避けつつ、特別市だけでなく残存する道府県、さらに他の地方公共団体において、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないようにすることが不可欠であり、そのための仕組みとしてどのようなものが考え得るか。(報告書 P20)

【論点に対する考え】

地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、特別市の税財政制度は、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるべきものであると考えており、財政調整については、地方交付税制度により対応することが望ましいと考える。

現行の地方交付税制度とその運用を前提にすると、広域自治体の標準的な財政運営に支障をきたすことなく、残存する市町村に対する直接的な影響はないものと考えているが、広域にまたがる業務について、都道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が相応の負担金を支出すること等も考えており、そうした中においても調整が可能であると考えている。

さらに、そうした調整を踏まえても、なお、道府県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないよう、調整を行うことができる仕組みの導入も考えられる。

具体的には、留保財源に着目する手法と超過財源に着目する手法が考えられ、前者については、県費負担教職員の市費移管の際と同様に、移管する税額の基準財政収入額への算入率を引き上げることで留保財源への影響を抑える手法が、後者については、特別市となることにより超過財源が増加する場合は、その増加額の一部を道府県に対する財政調整交付金等として活用する手法なども考えられる。

一方で、道府県は留保財源が減少するものの、これまで道府県が指定都市に対して留保財源を活用して対応してきた単独補助等の歳出も不要となることも踏まえた精査が必要であると考えており、特別市への移行により、他の地方公共団体へ影響が及ぶことのないよう、今後国と協議の上、検討を進めていく必要があるものと考えている。

(7) 特別市移行手続における道府県や周辺市町村との協議

【論点 1】

特別市移行後の残存する道府県が広域自治体として十分に機能し得るかという観点から検討することもあると考えられるが、移行手続の中で、残存する道府県が広域自治体として十分な規模能力を有するかについて、特別市に移行する区域の地方公共団体と道府県との間で協議が行われる仕組みが必要と考えるがどう考えているか。(報告書 P24)

【論点 1 に対する考え】

特別市への移行手続については、特別市へ移行する指定都市等と残存する道府県との間での十分な協議やそれぞれの議会での議決が必要であると考えているため、その協議の中で、残存する道府県の広域自治体としての規模能力についても議論されるべきものと考えている。

【論点２】

特別市移行後に残存する道府県が広域自治体として十分に機能し得るかという観点から、特別市移行の手続の中で、残存する道府県の事務や財産、組織体制、特別市と残存する道府県の間で広域的に対応する事務との方策などについてあらかじめ協議を行い、決めておく必要がある。その内容は、住民にとって投票に当たっての重要な判断材料となり得るため、協議については、住民投票を必要とする場合、実施前に、指定都市と道府県の間で行われる必要があると考えるがどう考えているか。（報告書 P26、27）

【論点２に対する考え】

特別市への移行手続については、住民投票を実施する前に、特別市へ移行する指定都市等と残存する道府県との間での協議を行い、合意が図られることが必要であると考え、そのような制度設計がなされるべきものとする。

【論点３】

指定都市と周辺市町村との間で、特別市移行後の特別市と周辺市町村との連携のあり方や当該連携において特別市が担う役割などについて、協議を行うことも考えられるがどう考えているか。（報告書 P27）

【論点３に対する考え】

特別市は、周辺自治体等との水平的・対等な連携協力関係の中心となって取組を強化するとともに、大都市圏域の形成を行いネットワークの中心的役割を担うなど、圏域マネジメントを行う役割を果たすことを考えているため、連携の分野・内容や特別市移行後の影響度合いに応じて、移行前にあらかじめ調整しておくことが望ましい事項については、周辺市町村と事前協議を行うことも必要になると考える。

7 特別市制度の法制化案

「5 特別市制度に関する考え方」等を踏まえ、特別市制度の法制化案（以下「法制化案」という。）として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正案を作成した。

なお、本法制化案は、プロジェクトで議論をした現時点で考えられる特別市制度に関する考え方を条文形式で具体的に示すことを目的に 1 つの例示として作成したものであり、これ以外の条文の規定を排除するものではない。今後の国等の議論の動向や指定都市市長会での検討の進捗に応じてさらに精緻化されていくものとする。

また、今回作成した法制化案の条文の全文は、巻末資料に掲載している。

（1）法制化案の検討に当たっての考え方

法制化案の検討に当たっては、現行の地方自治法の各規定のほか、かつて特別市を規定していた昭和 31（1956）年改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）及び平成 24（2012）年に成立した大都市地域特別区設置法を参考にしている。なお、大都市地域特別区設置法は、地方自治法の特別法として、特別区の設置に係る手続を定めた法律であるが、特別区の性格等の基本的な事項については、地方自治法に規定したまま、その設置に係る手続を切り出して特例的に定めたものとなっている。

今回、旧地方自治法においても同様であったように、まずは地方自治法において特別市の性格等の基本的な事項を規定する必要があると整理するとともに、特別市への移行手続についても、特例的なものではなく、特別市に関する一般的な規定であると整理し、地方自治法を改正する形での条文の案を作成した。

なお、今後の特別市に関する議論の進展の中で、移行手続の位置付け等の整理の状況に応じ、特別市の移行手続を特別法で別に定めるという選択肢も十分考えられる。

(2) 法制化案の概要

法制化案の概要は、次のとおりである。

【法制化案の概要】

特別市の種類 (第1条の3) 特別市を特別地方公共団体とする。	住民 (第274条) 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。
特別市の事務 (第264条) - 地域における事務、その他の事務で法令により都道府県又は市が処理するもの（市町村に関する連絡調整に関するものを除く。）等を処理する。 - 地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じ、当該市町村の事務を補完する事務を処理するものとする。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。 - 事務を処理するに当たっては、国・関係地方公共団体の協力の下、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮しなければならない。	議会 (第274条) - 特別市の議事機関として、議会を置く。 - その権限や機能等については、普通地方公共団体の議会の規定を準用する。
特別市の区域 (第265条) 特別市は、都道府県の区域外とする。	執行機関 (第275条～第276条) - 市長、副市長を置く。 - 各執行機関の取扱いについては、普通地方公共団体の規定を準用する。都道府県・市町村に置く委員会・委員は、特別市にも設置する。
特別市の設置 (第266条～第271条) - 協議の求め 指定都市等から都道府県へ特別市設置協議会設置の協議の求め - 特別市設置協議会による協定書の作成 協議会設置の指定都市等・都道府県の各議会の議決 → 協議会の設置 → 協定書の作成 → 指定都市等・都道府県の各議会の承認（議決） - 設置の申請 住民投票 → 総務大臣へ指定都市等及び都道府県の共同申請 - 設置の処分 国会の承認 → 内閣が設置の処分 → 総務大臣の告示	区の設置 (第277条) - 特別市の区域を分けて区（行政区）を設ける。 - 区の事務所を置き、必要があるときは出張所を置くことができる。 - 区長を置く。 - 区長は、市長の補助機関である職員を充てるほか、必要に応じて、特別職の区長を選任することもできる。 - その他、区に関する取扱いは、指定都市の区の取扱いを準用する。
廃置分合の特例 (第272条) - 特別市設置に伴う都道府県の廃置分合・境界変更については、法律の定めを不要とし、その境界は自ずと変更されるものとする。 - 特別市設置後の特別市の廃置分合・境界変更については、関係自治体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める。 - 特別市に編入されようとする自治体においては、住民投票を要する。	都道府県及び市に関する規定の適用 (第278条) - 地方自治法における都道府県に関する規定を特別市に適用する。 - 地方自治法における市に関する規定で必要なものを特別市に適用する。 - 他の法令において、都道府県又は市が処理することとされている事務で特別市が処理することとなるものに関する規定は、特別市にも適用する。
	政令への委任 (第279条) 特別市に関し必要な事項は、政令で定める。

ア 特別市の種類

旧地方自治法と同様に、特別地方公共団体と整理している。そのため、第3編の第1章に規定を置く案としている。

イ 特別市の事務

都道府県に包括されない一層制の地方自治体となることから、旧地方自治法と同様に、原則として地域における事務を一元的に処理し、都道府県が処理することとされる事務と市が処理することとされる事務の両方を処理するものとしている。ただし、都道府県が処理することとされる事務のうち、市町村に関する連絡調整等のように一層制の特別市域内では発生し得ない事務は除かれるものと想定している。

また、特別市の役割として、圏域の核となり、都道府県や周辺市町村等とも連携して圏域の維持・活性化を促進することが求められることから、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮することを規定するとともに、圏域における都道府県との役割分担のもと、必要に応じて、市町村等の事務を補完することも視野に入れた規定を置いている。

ウ 議会

特別市の議事機関として、特別市の住民からの選挙によって選ばれる議員から組織される議会を置くものとし、その権限や機能等については、普通地方公共団体の議会の規定を準用するものとしている。これにより、地域の実情に応じて、区の住民代表機能を強化・担保する観点から、区内選出の議員で構成する区の常任委員会等を設置することも可能としている。

エ 執行機関

特別市の長として市長を、補助機関として副市長を置くものとしたほか、委員会や委員も含めた各種執行機関に係る内容は、普通地方公共団体の規定を準用するものとしている。

オ 区の設置

指定都市と同様に、特別市にも区を設けるものとしている。区長は、市長の補助機関である職員を充てるほか、地域の実情に応じた市長の権限に属する事務の分掌に伴い、必要に応じて、当該特別市の判断で特別職の区長を選任することも可能としている。特別職の区長を選任する場合には、議会の同意を得なければならないものとしている。

(3) 特別市への移行手続

特別市への移行について、旧地方自治法においては、法律により指定するものとされていた。しかし、その後の地方分権改革の動向や、その流れを汲んだ地方自治法の改正、大都市地域特別区設置法の制定等を踏まえ、地方自治の本旨に基づき、地方からの発意による特別市への移行が時代にふさわしいものと考え、法制化案に規定する移行手続を整理した。

具体的には、地方からの申請に基づく都道府県合併について定めた地方自治法第6条の2と、特別区の設置を定めた大都市地域特別区設置法を参考としている。

特別市への移行に当たっては、特別市へ移行しようとする指定都市等と関係都道府県との間での協議が必要不可欠であることから、指定都市等から都道府県への特別市設置協議会の設置に向けた協議の求めを端緒とし、指定都市等と都道府県の各議会の議決を経て、特別市設置協議会を設置し、特別市の設置に関する特別市設置協定書を作成して、その内容について各議会の議決の承認を得るものとした。また、必要な事項について総務大臣への協議や報告を行うこととしている。

特別市への移行の賛否については、住民投票を実施し、その範囲は、特別市へ移行しよ

うとする指定都市等の住民としている。また住民投票において過半数の賛成があったときは、指定都市等と都道府県は共同で特別市の設置を申請することができることとした。

特別市の設置の申請があったときは、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができることとしている。国会の承認を必要としているのは、大都市地域特別区設置法による特別区の設置とは異なり、特別市の設置はその反射的效果として都道府県の形状・境界の変更を生じさせるものであることから、地方自治法第6条の2や法律に基づく都道府県の廃置分合や境界変更を規定している同法第6条との権衡を勘案したものである。そして、内閣による特別市設置の処分は、総務大臣による告示によってその効力を生ずるものとした。

【特別市への移行手続】



(4) 地方自治法以外の法令への影響

特別市制度の法制化に当たっては、法令への影響は地方自治法の規定にとどまらず、地方自治体の事務等を規定する多くの法令の規定にも影響が及ぶ。

そのため、旧地方自治法が他の法令中の都道府県及び市に関する規定を特別市に適用する規定を置いていたことや、現行の地方自治法においても、他の法令中の市に関する規定を特別区に適用する規定を置いていることを参考に、本法制化案においても、他の法令中の都道府県や市に関する規定を特別市に適用する規定を置いている。

ただし、当該規定を置いた場合においても、各法令の規定の内容によっては、例えば、都道府県と市町村の間の関係を定めた規定など、一層制である特別市にそのまま適用することが難しい規定もあることから、別途、政令等で適用を除外する規定を定めることや、各法令について個別の改正を行うこと等が必要となる。

8 多様な大都市制度の早期実現に向けて

急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、我が国の地方自治制度のあり方や、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言を行っている特別市制度を含む多様な大都市制度のあり方について、我が国が一体となった議論を早急に行っていかなければならない。

国においては、今回指定都市市長会がとりまとめた本報告書を踏まえ、次期地方制度調査会において、特別市制度の法制化に向けた議論を加速させ、多様な大都市制度の早期実現を図ってほしい。

指定都市市長会では、本報告書を踏まえ、多様な大都市制度の早期実現に向けて、引き続き、機運醸成を図るとともに、国や国会議員、経済界、全国知事会をはじめとした地方六団体等の関連団体と更なる意見交換を進め、理解を深めていただく取組を一層進めていくこととする。

巻末資料

- 1 プロジェクト会議の開催実績
- 2 国への要請活動等の実績
- 3 関係者との意見交換等
- 4 法制化案

1 プロジェクト会議の開催実績

	日程	主な内容
第 1 回	令和 4（2022）年 5 月 25 日	機運醸成に向けた活動方針確認
第 2 回	令和 4（2022）年 7 月 19 日	共同でポスター・チラシを作成することを確認 広報の重点取組期間を設定することを確認
第 3 回	令和 4（2022）年 11 月 9 日	国への提言文（案）とりまとめ 活動結果中間報告（案）とりまとめ プロジェクトの今後の展開（案）確認
第 4 回	令和 5（2023）年 5 月 15 日	令和 5 年度の具体的な取組の方向性確認
第 5 回	令和 5（2023）年 7 月 3 日	制度の深化に向けた調査・検討 広報の重点取組期間を設定することを確認
第 6 回	令和 5（2023）年 11 月 20 日	国への提言文（案）とりまとめ 報告書（案）とりまとめ 次年度以降の取組の方向性（案）確認
第 7 回	令和 6（2024）年 5 月 20 日	令和 6 年度の具体的な取組の方向性確認 広報の重点取組期間を設定することを確認
第 8 回	令和 6（2024）年 7 月 25 日	国への要請文（案）とりまとめ 新たな提言の骨子（案）の議論開始
第 9 回	令和 6（2024）年 11 月 18 日	「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の 早期実現に関する提言（素案）」とりまとめ
第 10 回	令和 7（2025）年 5 月 16 日	令和 7 年度の具体的な取組の方向性確認 広報の重点取組期間を設定することを確認
第 11 回	令和 7（2025）年 7 月 7 日	国への要請文（案）とりまとめ 「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の 早期実現に関する提言（案）」とりまとめ
第 12 回	令和 7（2025）年 11 月 17 日	特別市制度に関する考え方（案）及び法制化案 とりまとめ プロジェクトの報告書を取りまとめ

2 国への要請活動等の実績

(1) 総務大臣との意見交換

日程	相手方	テーマ
令和4(2022)年7月19日	金子総務大臣	多様な大都市制度の早期実現に向けて
令和5(2023)年7月3日	松本総務大臣	多様な大都市制度の早期実現に向けて
令和6(2024)年7月7日	松本総務大臣	多極分散型社会の実現に必要な「地方自治のあり方を見直し」について
令和7(2025)年7月7日	村上総務大臣	多極分散型社会の形成に向けた多様な大都市制度の早期実現について

(2) 国への提言・要請活動

日程	相手方	内容
令和4(2022)年12月5日	松本総務大臣	多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言
令和5(2023)年11月21日	馬場総務副大臣	多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言
令和6(2024)年11月19日	村上総務大臣	次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言(素案)
令和7(2025)年8月6日	古川総務大臣政務官	次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言

3 関係者との意見交換等

(1) 国会議員との意見交換等

ア 「指定都市を応援する国会議員の会」役員勉強会

- ・テーマ 特別市制度の実現のために
- ・開催日 令和4（2022）年11月16日（水）
- ・出席者 指定都市を応援する国会議員の会 役員議員10名、
相模原市長、神戸市長、川崎市長、浜松市長

イ 「指定都市を応援する国会議員の会」役員懇談会

- ・テーマ 多様な大都市制度の早期実現に向けて ―特別市の法制化の必要性―
- ・開催日 令和5（2023）年11月21日（火）
- ・出席者 指定都市を応援する国会議員の会 役員議員8名
相模原市長、神戸市長、川崎市長

ウ 「指定都市を応援する国会議員の会」全体会（指定都市市長との意見交換）

- ・テーマ 日本の持続的発展に必要な多極分散型社会の実現について
地方分権改革の推進について
多様な大都市制度の早期実現について
- ・開催日 令和7（2025）年5月16日（金）
- ・出席者 国会議員147名（本人出席101名、代理出席46名）
指定都市市長17名（本人出席14名、代理出席3名）

エ 「指定都市を応援する国会議員の会」全体会

- ・議題 人口減少時代における持続可能な発展に必要な大都市制度のあり方
についての次期地方制度調査会に向けた働きかけ
- ・開催日 令和7（2025）年6月19日（木）
- ・出席者 国会議員約80名（代理含む。）
相模原市長、神戸市長、川崎市長、横浜市長
- ・備考 決議を採択

(2) 経済界との意見交換

ア 経済同友会地域共創委員会会合

- ・ テーマ 指定都市の現状と大都市制度改革の必要性－特別市の法制化に向けて－
- ・ 開催日 令和 5（2023）年 10 月 25 日（水）
- ・ 出席者 経済同友会地域共創委員会 委員 65 名
川崎市長

イ 経済同友会地域共創委員会第 6 回正副委員長会議

- ・ テーマ 指定都市市長会との意見交換
- ・ 開催日 令和 7（2025）年 1 月 9 日（木）
- ・ 出席者 経済同友会地域共創委員会 委員 12 名
神戸市長、川崎市長、名古屋市長、相模原市長、広島市長

(3) 第 33 次地方制度調査会ヒアリング対応

- ・ 第 33 次地方制度調査会 第 8 回専門小委員会
- ・ テーマ 社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等についての指定都市市長会の意見等
- ・ 開催日 令和 4（2022）年 10 月 24 日（月）
- ・ 出席者 神戸市長

(4) 総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」ヒアリング対応

- ・ 大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ（第 2 回）
- ・ テーマ 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の実現に向けて
－ 新たな大都市制度「特別市」の提案 －
- ・ 開催日 令和 7（2025）年 1 月 28 日（火）
- ・ 出席者 川崎市長

(5) 全国市長会との意見交換

- ・ 第 95 回全国市長会議（正副会長会議）
- ・ テーマ 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現について
ー特別市の法制化に向けてー
- ・ 開催日 令和 7（2025）年 6 月 4 日（水）
- ・ 出席者 全国市長会会長、副会長
川崎市長、神戸市長

(6) 全国市議会議長会指定都市協議会との意見交換

- ・ 全国市議会議長会指定都市協議会 第 37 回総会
- ・ テーマ 多様な大都市制度の早期実現に向けた指定都市市長会の取組状況について
- ・ 開催日 令和 7（2025）年 8 月 21 日（木）
- ・ 出席者 川崎市長

4 法制化案

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第一編 総則

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条 略

②～⑧ 略

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村、特別市又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩～⑰ 略

第三条 地方公共団体の名称は、従来 of 名称による。

② 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

③ 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

④ 特別市以外の地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

⑤ 特別市の市長は、第三項の規定により当該特別市の名称を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

⑥ 特別市以外の地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

⑦ 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

⑧ 特別市は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに総務大臣に当該特別市の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

⑨ 前二項の規定による通知又は報告を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

(特別市の事務)

第二百六十四条 特別市は、広域の地方公共団体に包括されない基礎的な地方公共団体として、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により都道府県又は市が処理することとされるもの（第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務のうち、市町村に関する連絡調整に関するものその他政令で定めるものを除く。）及び法律又はこれに基づく政令により特別市が処理することとされるものを処理する。

2 特別市は、当該特別市の区域を超える広域の見地から、地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じて、その規模又は性質において当該市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

3 特別市は、前二項の事務を処理するに当たっては、国及び関係する地方公共団体の協力の下に、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮しなければならない。

(特別市の区域)

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

(特別市設置協議会の設置)

第二百六十六条 指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する一以上の市町村（以下本条から第二百七十一条までにおいて「関係指定都市等」という。）の長は、関係指定都市等を包括する都道府県（以下本条から第二百七十条までにおいて「関係都道府県」という。）の知事に対して、特別市の設置に関する協定書（以下「特別市設置協定書」という。）の作成その他特別市の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別市設置協議会」という。）の設置に向けた協議を行うことを求めることができる。

- 2 前項の規定による求めを受けた関係都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。
- 3 第一項の規定による求めに係る協議の結果、特別市の設置を申請しようとする関係指定都市等及び関係都道府県は、第二百五十二条の二の二第一項の規定により、特別市設置協議会を置くものとする。
- 4 特別市設置協議会の会長及び委員は、第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係指定都市等若しくは関係都道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

(特別市設置協定書の作成)

第二百六十七条 特別市設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

- 一 特別市の設置の日
 - 二 特別市の名称及び区域
 - 三 特別市の設置に伴う財産処分に関する事項
 - 四 特別市の議会の議員の定数
 - 五 特別市と関係都道府県の事務の分担に関する事項
 - 六 特別市と関係都道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項
 - 七 関係指定都市等及び関係都道府県の職員の移管に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、特別市の設置に関し必要な事項
- 2 関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、特別市設置協議会が特別市設置協定書に前項第五号及び第六号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。
 - 3 前項の規定による協議の申出があつたときは、総務大臣並びに関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならない。
 - 4 特別市設置協議会は、特別市設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。
 - 5 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別市設置協定書の内容について検討し、特別市設置協議会並びに関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に意見を述べるものとする。
 - 6 特別市設置協議会は、特別市設置協定書を作成したときは、これを全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に送付しなければならない。

(特別市設置協定書についての議会の承認)

第二百六十八条 関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、前条第六項の規定により特別市設置協定書の送付を受けたときは、同条第五項の意見を添えて、当該特別市設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

2 関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、特別市設置協議会並びに他の関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に通知しなければならない。

3 特別市設置協議会は、前項の規定により全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事から当該関係指定都市等及び関係都道府県の議会が特別市設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事から同項の規定による通知を受けた日（次条第一項において「基準日」という。）を関係指定都市等の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別市設置協定書を公表しなければならない。

(関係指定都市等における選挙人の投票)

第二百六十九条 前条第三項の規定による通知を受けた関係指定都市等の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別市の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

2 関係指定都市等の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別市設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。

3 関係指定都市等の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票に際し、当該関係指定都市等の議会の議員から申出があつたときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。

4 前項の場合において、二人以上の議員は、関係指定都市等の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができる。

5 関係指定都市等の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

6 関係指定都市等及び関係都道府県は、第一項の規定による投票の結果を尊重しなければならない。

7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項の規定による投票について準用する。

8 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

(特別市の設置の申請)

第二百七十条 関係指定都市等及び関係都道府県は、全ての関係指定都市等の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、共同して、総務大臣に対し、特別市の設置を申請することができる。

2 前条第一項の規定による投票の結果、関係指定都市等のいずれかの地方公共団体においてのみその有効投票の総数の過半数の賛成が得られなかつた場合には、当該地方公共団体を除く関係指定都市等及び関係都道府県は、共同して、総務大臣に対し、特別市の設置を申請することができる。ただし、関係指定都市等の指定都市以外の市町村にあつては、当該関係指定都市等の指定都市が特別市の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができない。

3 前二項の規定による申請は、特別市設置協定書を添えてしなければならない。

(特別市の設置の処分)

第二百七十一条 特別市の設置は、前条第一項又は第二項の規定による申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

2 前項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

3 第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

5 関係指定都市等は、第三項の規定による告示があつたときは、直ちに特別市設置協定書に定められた特別市の議会の議員の定数を告示しなければならない。

6 前項の規定により告示された特別市の議会の議員の定数は、第二百七十八条第一項の規定により適用される第九十条第一項の規定に基づく当該特別市の条例により定められたものとみなす。

7 政府は、前条第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、特別市設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があつた日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別市の廃置分合の特例)

第二百七十二条 第六条第一項の規定は、特別市の設置に伴う都道府県の境界変更については、適用しない。

2 前条第一項の規定により特別市の設置の処分が行われたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

- 3 特別市の廃置分合又は境界変更は、特別市及び関係のある地方公共団体の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定める。
- 4 前項の申請については、特別市及び関係のある地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 5 第三項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。
- 6 第三項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 8 第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。
- 9 前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 10 前七項の規定にかかわらず、市町村の区域を特別市の区域に編入する場合においては、第二百六十六条から前条までの規定（第二百七十条第二項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第二百六十六条第一項、第二百六十八条第三項、第二百六十九条の見出し及び同条第一項から第五項まで並びに第二百七十条を除く。）中「関係指定都市等」とあるのは「関係特別市等」と、第二百六十六条第一項中「指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する一以上の市町村」とあるのは「特別市及び特別市に編入されようとする市町村」と、「「関係指定都市等」」とあるのは「「関係特別市等」」と、「関係指定都市等を包括する都道府県」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村を包括する都道府県」と、第二百六十八条第三項中「関係指定都市等の長」とあるのは「関係特別市等の長」と、「当該関係指定都市等」とあるのは「当該関係特別市等」と、「関係指定都市等の選挙管理委員会」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村の選挙管理委員会」と、第二百六十九条の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「関係指定都市等」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村」と、同条第五項中「関係指定都市等の選挙管理委員会」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村の選挙管理委員会」と、「関係指定都市等の長」とあるのは「関係特別市等の長」と、第二百七十条中「関係指定都市等及び」とあるのは「関係特別市等及び」と、「全ての関係指定都市等」とあるのは「全ての特別市に編入されようとする市町村」と、「関係指定都市等のいずれか」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村のいずれか」と読み替えるものとする。
- 11 特別市の区域内に新たに土地を生じたときは、特別市の市長は、当該特別市の議会の議決を経てその旨を確認し、直ちにこれを告示しなければならない。

（特別市の住民）

第二百七十三条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

(特別市の議会)

第二百七十四条 特別市に、その議事機関として、当該特別市の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 第八十九条第二項及び第三項の規定は、特別市の議会について準用する。

(特別市の長)

第二百七十五条 特別市に市長を置く。

(特別市の補助機関)

第二百七十六条 特別市に副市長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

(特別市における区の設置)

第二百七十七条 特別市は、特別市の市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 特別市の区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに特別市の区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 特別市の区にその事務所の長として区長を置く。

4 特別市の区長又は区の事務所の出張所の長は、特別市の市長の補助機関である職員をもつて充てる。

5 前項の規定にかかわらず、特別市の区長に、区の区域に係る政策及び企画をつかさどらせるほか、特別市の市長の権限に属する事務のうち主として行政区の区域内に関するもので特別市の市長の定めるものを執行させ、これらの事務の執行について当該特別市を代表させるときは、特別市の市長が議会の同意を得て特別市の区長を選任することができる。

6 前項の規定により選任された特別市の区長の任期は、四年とする。ただし、特別市の市長は、任期中においてもこれを解職することができる。

7 第五項の規定により特別市の区長が選任された場合の区においては、当該特別市の区の事務所の職員のうち、特別市の区長があらかじめ指定する者は、特別市の区長に事故があるとき又は特別市の区長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 特別市の区に選挙管理委員会を置く。

9 第四条第二項の規定は第二項の特別市の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域について、第百四十一条、第百四十二条、第百五十九条、第百六十四条、第百六

第十五条第二項並びに第百六十六条第一項及び第三項の規定は第五項の規定により選任された特別市の区長について、第百七十五条第二項の規定は特別市の区長又は第四項の区の事務所の出張所の長について、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について準用する。

10 第二百五十二条の二十第七項から第十項までの規定は、特別市の区について準用する。

11 前各項に定めるもののほか、特別市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(都道府県及び市に関する規定の適用)

第二百七十八条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

2 前項の規定にかかわらず、第二編第一章（第七条の二を除く。）、第七十四条の二第七項及び第九項、第二百五十二条、第二百五十二条の十七の二から第二百五十二条の十七の四まで、第二百五十二条の十七の六第二項並びに第二百五十二条の十七の七の規定は、これを適用しない。

3 第十三条の二、第十八条、第七十四条の二、第百八十条の五第三項、第二百二条の四から第二百二条の九まで、第二百三十八条の六及び第二百六十条から第二百六十条の四十九までの規定中市に関する規定は、特別市にこれを適用する。

4 他の法令の都道府県及び市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により都道府県又は市が処理することとされている事務で第二百六十四条第一項の規定により特別市が処理することとされているものに関するものは、特別市にこれを適用する。

5 前項の場合において、事務の性質上他の法令の都道府県及び市に関する規定をそのまま特別市に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任)

第二百七十九条 この法律に規定するものを除くほか、特別市に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百八十条 削除

指定都市市長会
「多様な大都市制度実現プロジェクト」
報告書

令和7（2025）年11月

1 これまでの経過、プロジェクトの趣旨

これまでの経過

指定都市市長会としての取組経過

- 平成22（2010）年5月～ 特別市制度の創設等について国などに継続して要望
- 令和2（2020）年11月 「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置
- 令和3（2021）年11月 特別市の必要性や法制化案等の最終報告とりまとめ
- 令和4（2022）年4月～ **新たに「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置**
(13市長が参加 令和7（2025）年11月現在)
特別市の法制化に向けて機運醸成の取組を展開



多様な大都市制度実現プロジェクト
(令和7（2025）年7月)

**指定都市の市長が一体となって、
多様な大都市制度の早期実現を目指す**

2

多様な大都市制度実現プロジェクトの目的

プロジェクトの目的

多様な大都市制度の実現に向けた国や政党、国会議員、各種団体等への働きかけなどの機運醸成の手法や機運醸成のため必要な課題について議論を行い、**具体的な活動を進めるとともに、次期地方制度調査会を見据え、大都市制度のあり方等の諸課題に対する指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信する。**

構成市長

【担当市長】	福田 紀彦	川崎市長			
【副担当市長】	山中 竹春	横浜市長	広沢 一郎	名古屋市長	
【参加市長】	郡 和子	仙台市長	清水 勇人	さいたま市長	
	神谷 俊一	千葉市長	本村 賢太郎	相模原市長	
	難波 喬司	静岡市長	中野 祐介	浜松市長	
	久元 喜造	神戸市長	大森 雅夫	岡山市長	
	松井 一寛	広島市長	大西 一史	熊本市長	

期間

令和4（2022）年4月～令和8（2026）年3月

3

趣旨

- 本報告書は、令和4（2022）年4月からの**4年間に及ぶプロジェクトでの議論をとりまとめたものである。**
- この間、令和6（2024）年12月には、総務省により「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が設置され、第30次地方制度調査会以来、約10年ぶりに国において特別市を含む大都市制度に関する議論が行われた。
- 本報告書は、人口減少時代に対する課題認識をはじめ、新たな大都市制度「特別市」に関する考え方などを提示し、**将来を見据えた地方自治制度の抜本的な見直しや多様な大都市制度の早期実現の必要性**について、**国や政党等に対し、政策提言を実施するものである。**



プロジェクト開催状況
(令和6（2024）年11月)



プロジェクト開催状況
(令和7（2025）年5月)



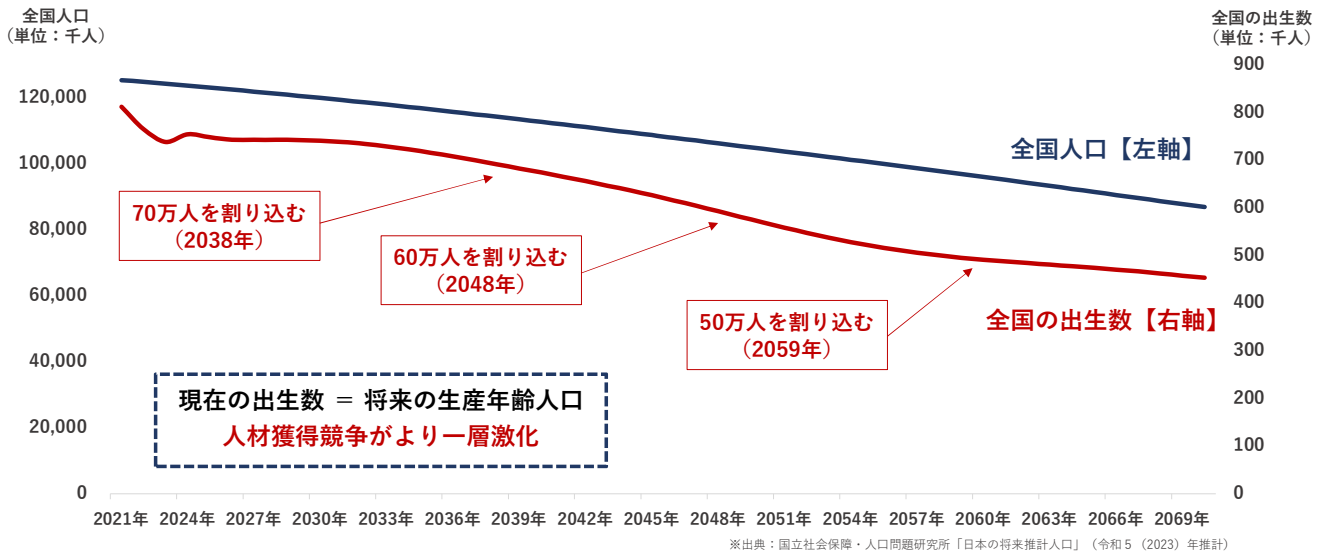
プロジェクト開催状況
(令和7（2025）年7月)

4

2 現状認識

現状認識

出生数の減少



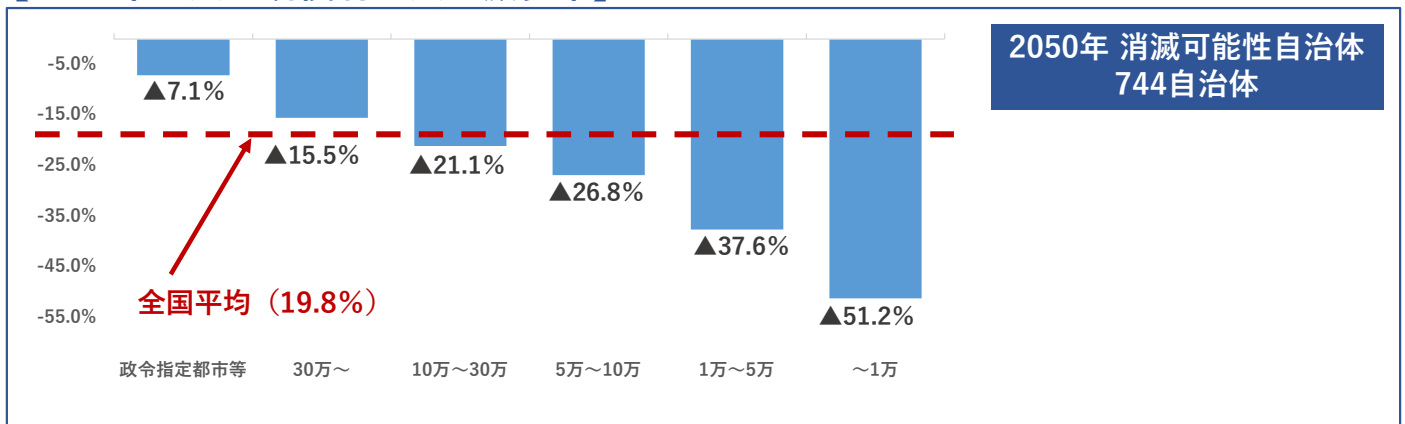
統計開始以来、初めて出生数が70万人以下となるなど、
国立社会保障・人口問題研究所の想定を上回るスピードで減少

6

現状認識

進み続ける人口減少

【2050年 人口規模別の人口減少率】

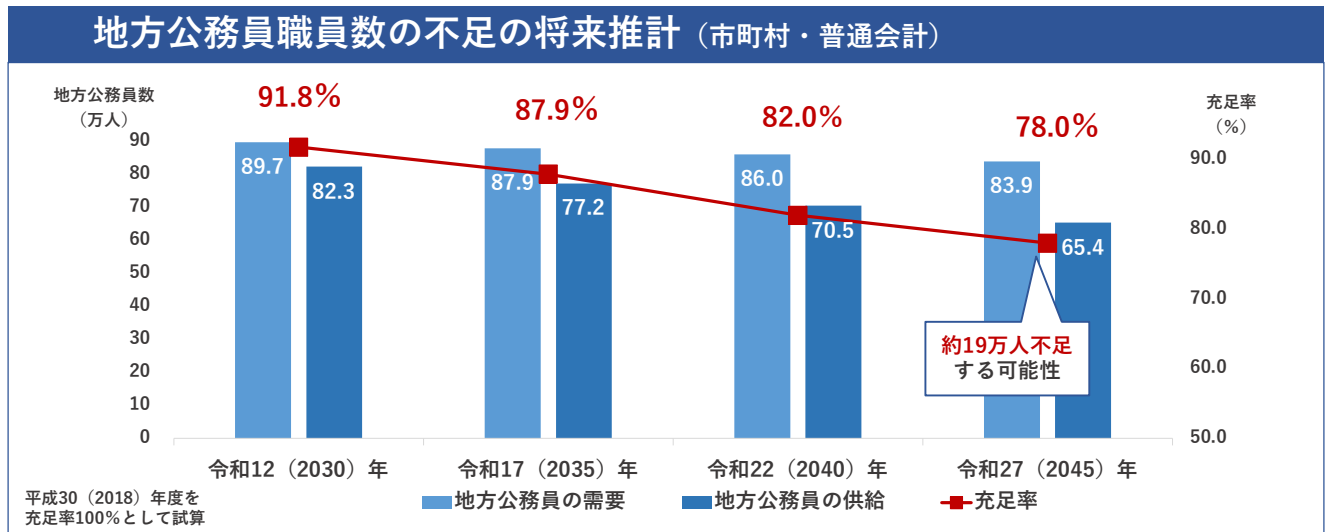


※出典：人口戦略会議資料（令和6（2024）年4月24日公表）を基に作成

全国の自治体が加速度的な人口減少に直面
多くの自治体が消滅の可能性

7

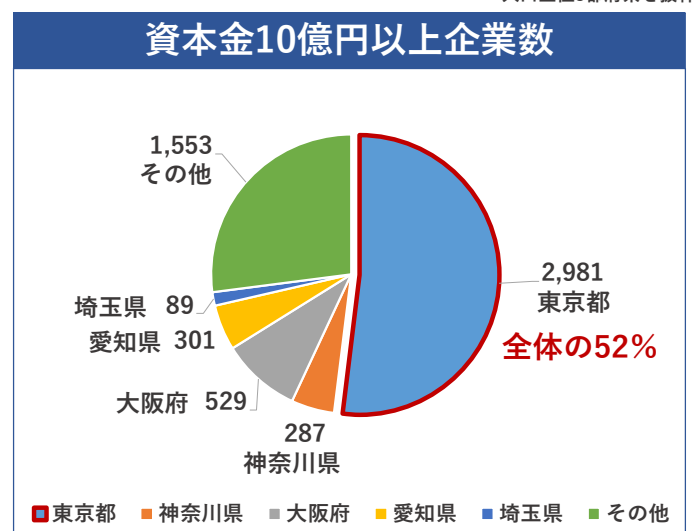
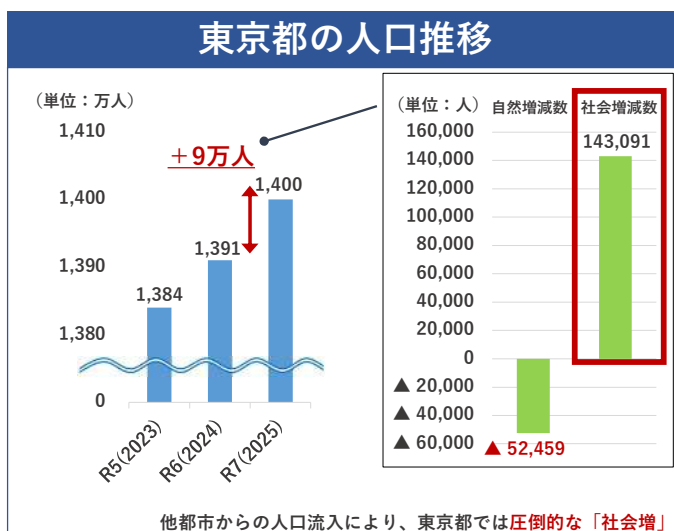
地方公務員の職員数



人口減少に伴う職員数の不足等により、
都道府県から受けてきた事務を担いきれない自治体が出てくるおそれ

8

東京都への一極集中の状況



今後は東京都のみ人口が増加する見込み、大企業は東京都に偏在

9

現状認識

東京都への一極集中の影響

自治体間の格差の拡大

- 東京都への財・サービスの集中により、全国から人口が流入
- 地方都市の活力低下が深刻化
- 地方都市の人口減少、消滅可能性自治体の増加

発災時における社会経済活動への影響

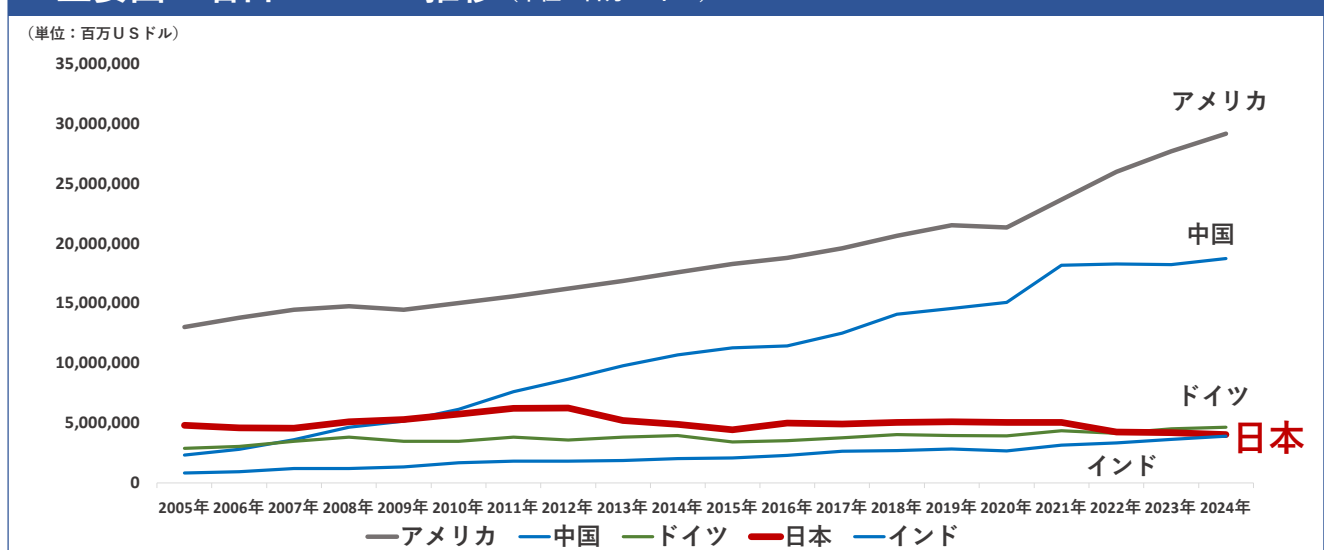
- 大規模な自然災害やパンデミックの発生時は、社会経済活動に重大な影響が生じる可能性

10

現状認識

停滞する経済状況

主要国の名目GDPの推移（単位：百万USドル）



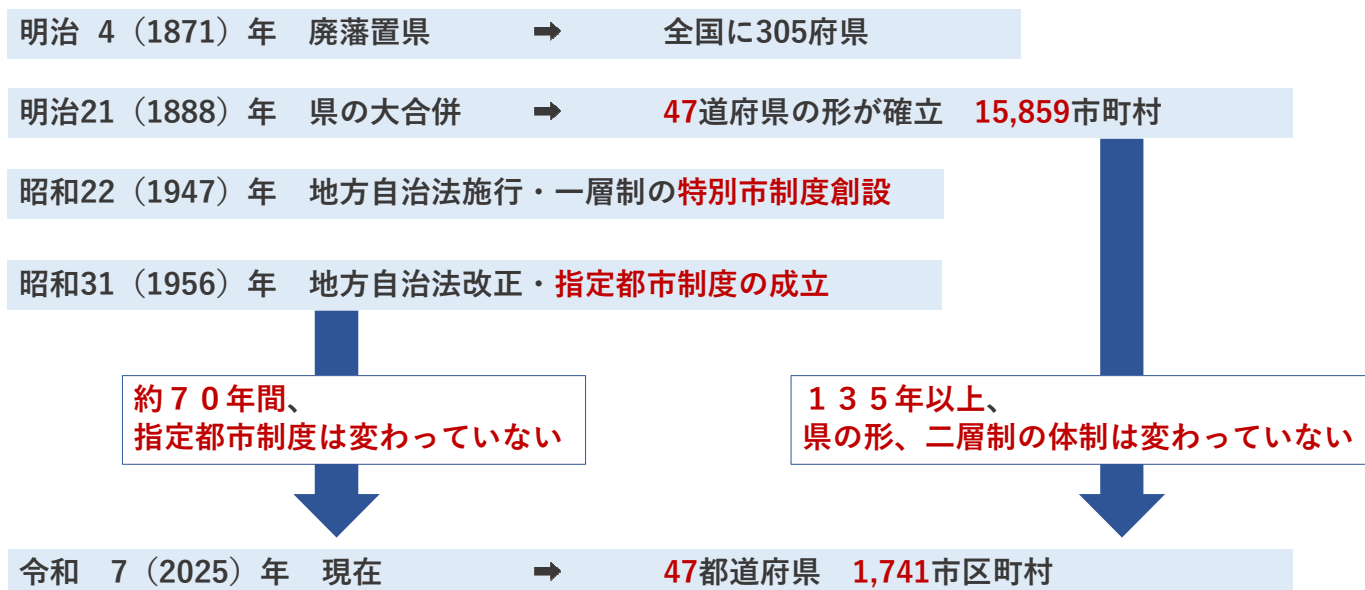
今後は、インドにも抜かれ**世界5位**になる見通し

11

3 現状認識を踏まえて必要な対応

12

我が国の地方自治制度の歴史



我が国の地方自治の構造は硬直的で、環境変化に対応できない状況

13

人口減少時代に基礎自治体に求められる役割

基礎自治体の果たす役割

基礎自治体の役割

- 住民に一番身近な基礎自治体ができる限り行政サービスを担う
- 住民がより良い行政サービスを受けるためには、それを提供する自治体が地域のニーズを把握し、それに基づき施策を決定・実施することが重要

人口減少時代において、今後さらに重要となる事項

業務の標準化・効率化

- システム標準化やデジタル技術の活用による効率化
- 少ない人員で事務を行える体制に



外部資源の活用や共同利用等

- 自治体間の連携等による行政サービスを維持・効率化
- 施設の共同利用や共同処理など



更なる業務の標準化や外部資源の活用等が重要

14

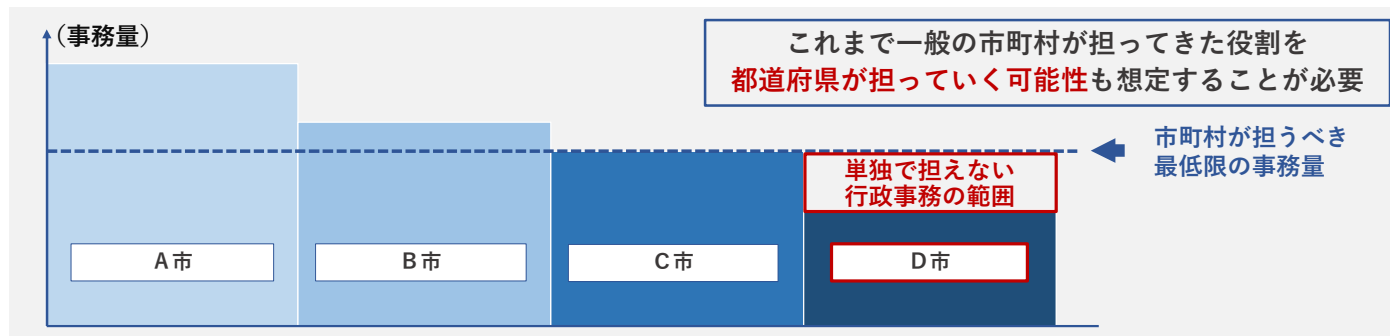
人口減少時代に広域自治体に求められる役割

広域自治体の役割の変化

人口減少時代における都道府県の役割の変化

都道府県は、市町村間の連携が困難な地域の自治体の補完・支援を積極的に行うことが求められる

市町村が単独で担えない行政事務が発生する恐れ

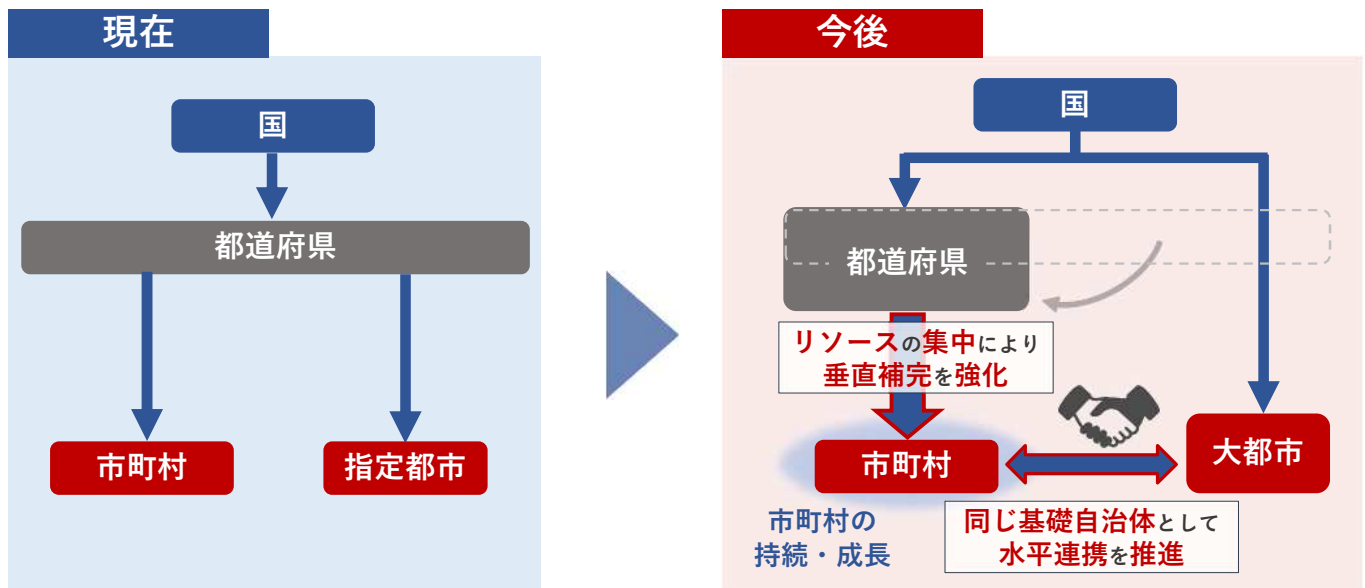


持続可能な形で地域に行政サービスを提供するためには、
広域自治体が果たす役割が変化していくことも想定する必要

15

効率的な行政体制の実現に向けた地方自治制度の見直し

効率的かつ効果的な地方行政体制の姿（例）



地方行政体制のあり方を抜本的に見直すことが必要

16

大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築

大都市の役割



住民に身近な基礎自治体としての役割

- 社会経済環境の変化に的確に対応し、大都市として多くの住民に対して、福祉・まちづくり・ごみ処理・義務教育・消防などの住民に密着した行政サービスについて、効率的かつ効果的に提供していく
- 住民ニーズの把握から意思決定までのスピードを高めていく



圏域における中枢都市としての役割

- 都市圏全体の活性化、発展のための牽引役となる
- 人が集まり活動を生むフィールドを創出していく
- 魅力あるまちを増やし、多極分散型社会の実現を目指していく



先端都市として都市行政を先導する役割

- 環境問題や安全・安心の問題など、都市的課題に対し、先駆けて施策を打ち出す
- 都市行政の先端都市として全国をリードしていく
- 都市の国際競争力を強化し、世界を引きつける都市の魅力向上を図っていく

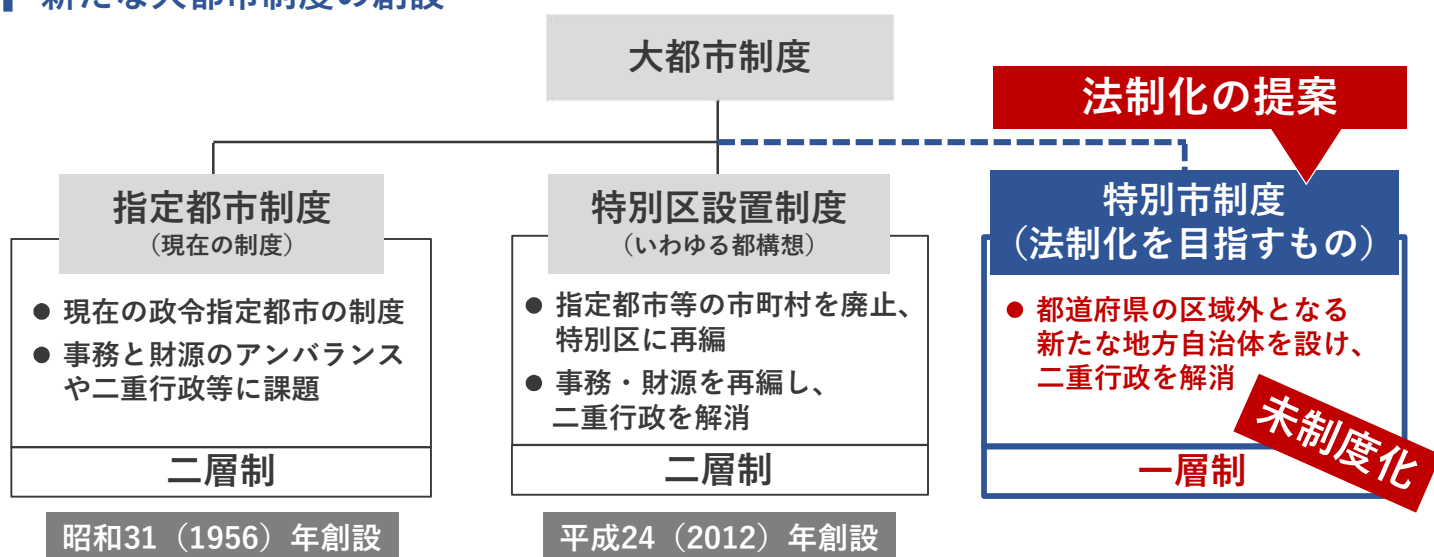
17

4 新たな大都市制度「特別市」

18

新たな大都市制度「特別市」

■ 新たな大都市制度の創設



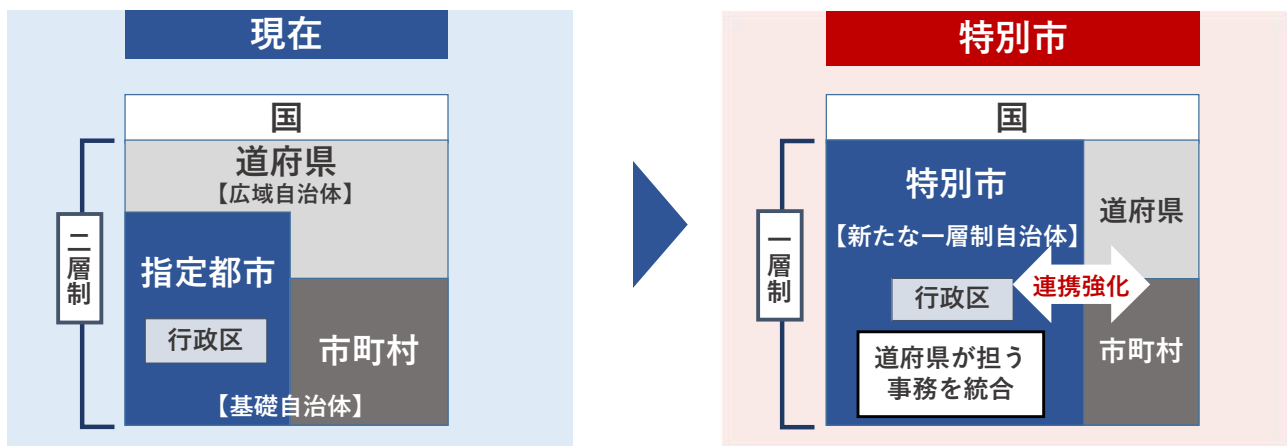
地域の実情に応じて
ふさわしい大都市制度を**選択**できるようにすべき

19

特別市制度の概要

■ 新たな大都市制度「特別市」について

- 広域自治体に包含されない**一層制の地方自治体**
- 現在、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、**住民に身近な基礎自治体が一元的に担う**ことで、**効率的かつ機動的な都市経営の実現**を可能とする新たな地方自治の仕組み



20

人口減少時代に特別市が果たすべき責務

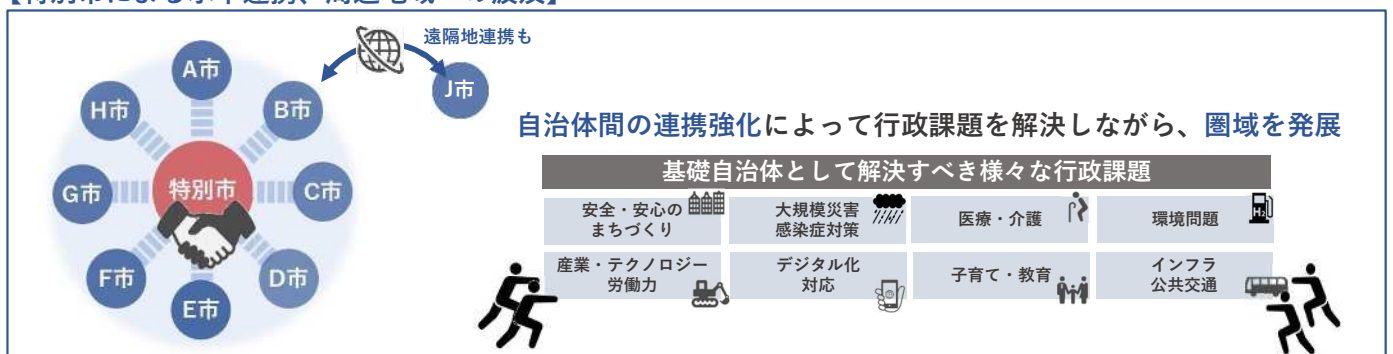
■ 特別市が果たすべき責務

【特別市の成果を市域外にも広く還元】

- 我が国の危機的状況が見込まれる中、
行政サービスの充実や都市の成長による成果を、
市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、さらには日本全体に還元していく



【特別市による水平連携、周辺地域への波及】



21

道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

道府県との役割分担や連携

道府県との具体的な役割分担

【特別市】圏域の状況に応じて、周辺自治体等との水平連携の中心的役割を果たす

【道府県】基礎自治体同士の広域連携が困難な地域を中心とした垂直補完にそのリソースを重点化

さらには特別市による水平補完も視野に入れることで
厳しい状況下にある基礎自治体に対し、複層的な支援が可能となる

道府県との連携の考え方



大胆な制度改革も視野に、更なる広域連携を促進

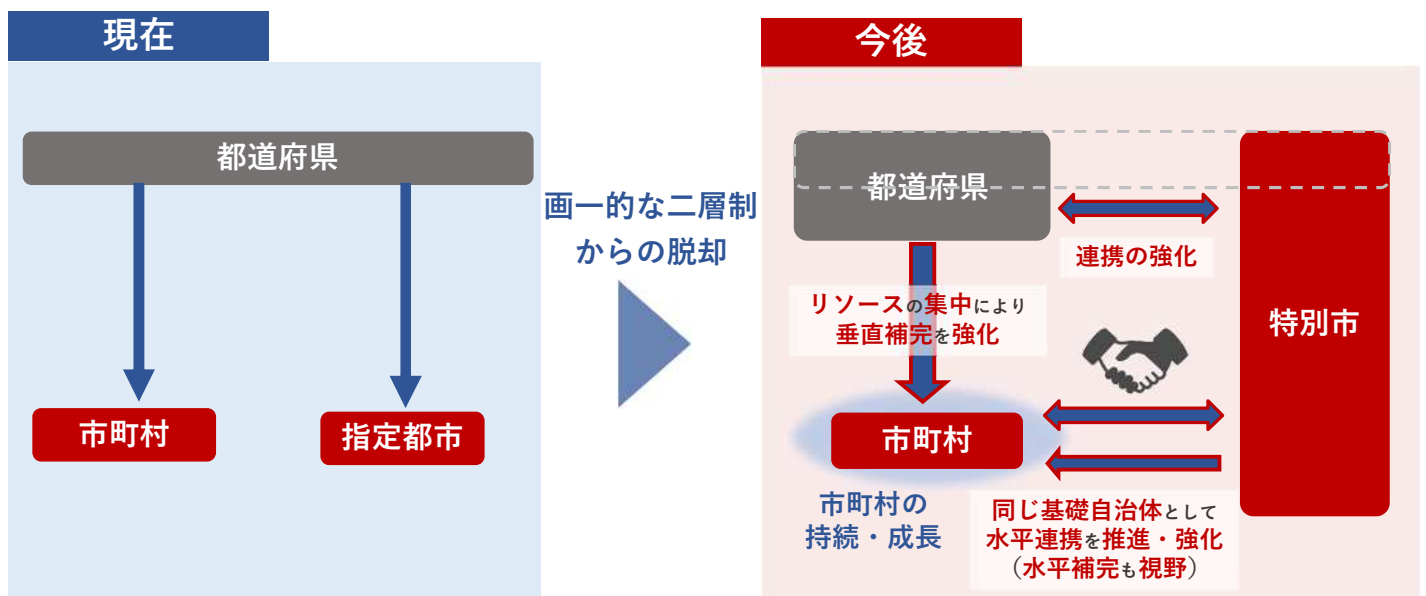
- 特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築も視野に入れて、広域連携を促進

道府県と特別市がそれぞれの役割に注力・連携することで、
日本全体における持続可能な行政サービスの提供が可能に

22

道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

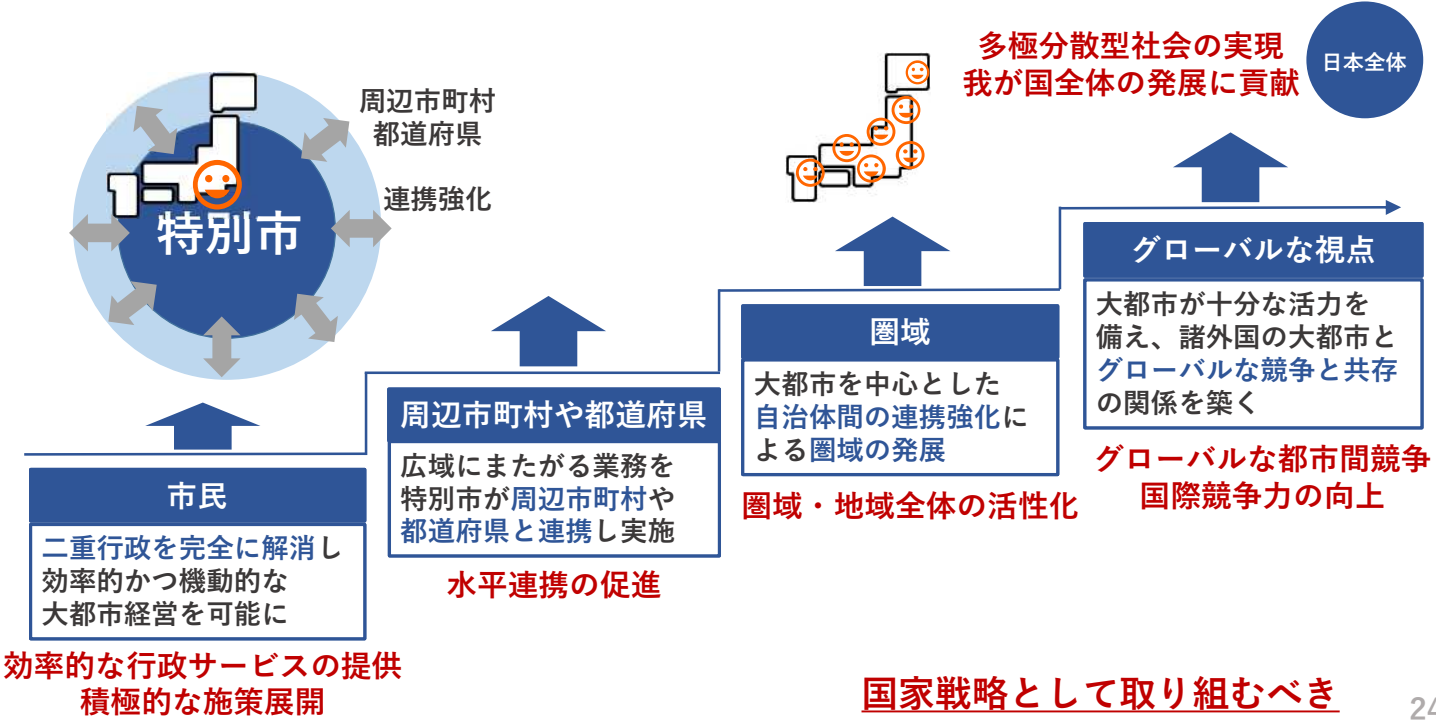
特別市制度の実現による持続可能な行政サービス提供の姿



特別市の実現によって持続可能な行政サービスの提供が可能に

23

特別市がもたらす効果



5 特別市制度に関する考え方

これまでの特別市の議論や整理を踏まえて、追加説明が必要な事項

趣旨

- 指定都市市長会では、令和3（2021）年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」をとりまとめた。
- 同報告書では、特別市制度の概要及び必要性・効果、第30次地方制度調査会で指摘された課題への対応（考え方）を整理をした。
- 総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」では、特別市制度についても議論がなされ、令和7（2025）年6月には、同ワーキンググループの報告書が公表された。
- 今回、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、改めて議論を行い、この間の様々な議論や整理を踏まえて、現時点の「特別市制度に関する考え方」をとりまとめた。
- なお、特別市制度の創設に当たっては、各種選挙制度への影響などを含め、引き続き、国をはじめ様々な関係者と議論を深めていく必要がある。

主なとりまとめ事項

- 1 指定都市制度における具体的な支障事例
- 2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性
- 3 特別市がもたらす経済成長
- 4 特別市の制度内容等に関すること
 - 4-1 区の住民代表機能の考え方
 - 4-2 広域事務、連携のあり方
 - 4-3 警察事務のあり方
 - 4-4 税財政制度のあり方
 - 4-5 道府県有施設の取扱い
 - 4-6 特別市移行の要件
 - 4-7 特別市移行に向けた住民投票の考え方

26

1 指定都市制度における具体的な支障事例

これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生
- 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の課題であり、個々の権限移譲の推進等により、実質的に特別市に近付ける取組だけでは解決できない課題である。

具体的な支障事例

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。
 - ・新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応
 - ・都市計画事業の認可など土地の使用・管理
 - ・私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務
 - ・医療計画など道府県計画による制限 など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、市民ニーズへの迅速な対応が図れていないとの声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

27

2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性

これまでの議論や整理

- 指定都市の市民は、受益と負担の關係にねじれが発生しているなどの課題
- 特別市は、二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスを向上
- 特別市の実現により、圏域・地域全体の発展・活性化、我が国の更なる成長等に繋げることが可能
- 指定都市制度と特別区設置制度が法制化されている中、地域の実情に応じて大都市制度を選択できるようにするため、新たな大都市制度として、「特別市制度」の法制化が必要

考え方

- 人口減少社会等において持続可能な行政サービスの提供等が求められる中、特別市の実現によって、道府県と特別市がしっかりと役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。
- 広域事務については、都道府県との役割分担のもと、都道府県と特別市の連携、特別市と他の基礎自治体同士の連携を促進することが可能となる。さらには、都道府県域をまたぐ広域連携が促進される。
- 高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市は、特別市への移行によって、より自立した大都市経営を行うことが、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらす。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、全ての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない。

28

3 特別市がもたらす経済成長

－多極分散型社会の構築により東京都への一極集中の是正にも寄与－

これまでの議論や整理

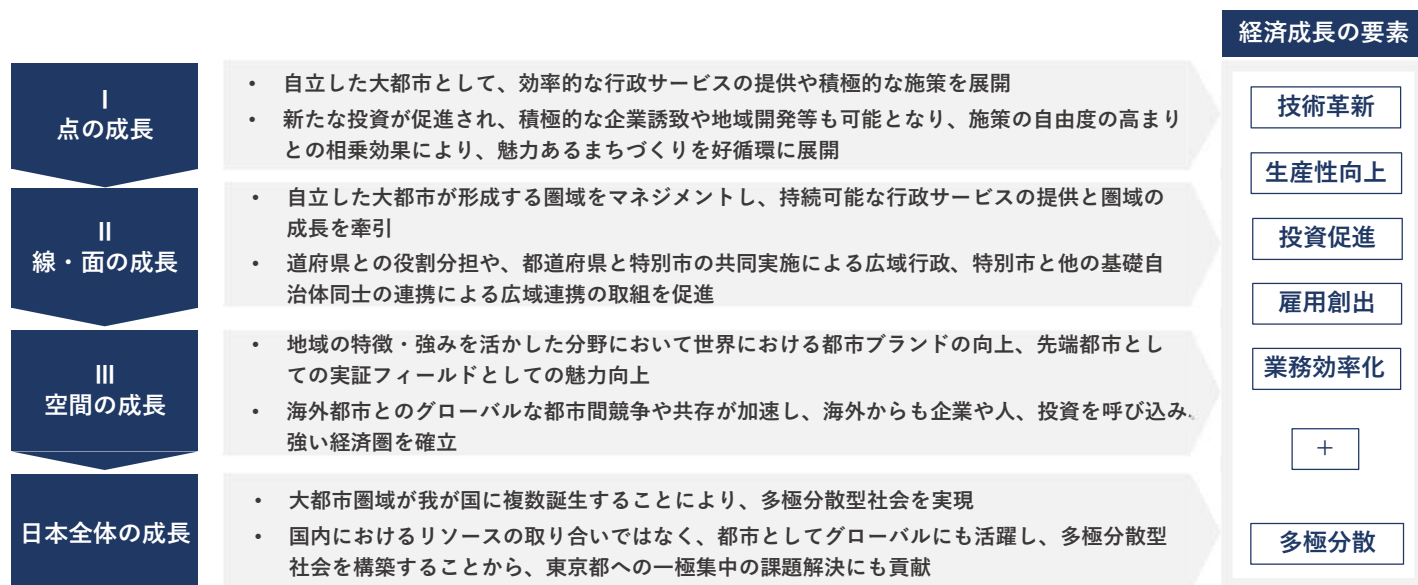
- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を周辺市町村と連携して実施することで、圏域・地域全体の発展及び活性化に繋がる。
- 特別市の導入により我が国全体の成長を牽引する大都市が複数誕生し、個性と魅力を競い合う経済圏を作ること、は、多極分散型社会の実現に繋がり、我が国全体の発展に貢献するとともに、地域経済圏の発展に寄与
- 特別市の創設により、大都市が我が国の更なる成長と発展を牽引し、世界の大都市との競争が可能

考え方

- 日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外都市との都市間競争や都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題の解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込まれる。
- 特別市をはじめとした力のある大都市及び大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、国内におけるリソースの取り合いではなく、海外からも企業や人、投資を呼び込むなど、東京都への一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待される。
- 特別市は、メガリージョンの活力を強化させるものであり、人口減少社会等においても複数の大都市圏域が我が国の成長を牽引し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが期待される。

29

3 特別市がもたらす経済成長 具体的なイメージ



※ 特別市制度は、地方自治の仕組みの観点から、現在よりも経済成長や多極分散型社会の実現がしやすい形にするものである
 ※ 経済成長は単一の制度的要因のみによってもたらされるものではなく、様々な要因が複合的に重なることによってもたらされる

我が国の持続可能な社会の構築と経済成長の好循環を実現

30

4-1 区の住民代表機能の考え方

これまでの議論や整理

- 法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分【指摘事項】
- 過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要【指摘事項】
- 特別市における区は、法人格を有しない行政区（市の内部組織）
- 区は、区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置付けを強化するとともに、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化

考え方

- これまでの議論や整理を踏まえ、大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、次の事項の検討を前提とするなど、地域の実情に応じて、区の住民代表機能を強化・担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化する。

- ・ 区内選出議員の市議会議員で構成する区の常任委員会等を設置
 - ・ 区長は、議会同意が必要な特別職化
- 一方、住民ニーズの多様化やDXの進展など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、住民意思を的確に市政へ反映していくためには、上記に限らず、区によらない、より小規模な単位での行政サービスのあり方をはじめ、各地域の実情に応じた住民代表機能の担保や住民自治強化に向けた仕組みを構築・運用していくことも考えられる。
- なお、本件には、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には引き続き十分な議論が必要である。

31

4 - 2 広域事務、連携のあり方

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を周辺市町村と連携して実施し、圏域・地域全体の発展・活性化に繋がる。

考え方

- 特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有するため、人口減少など、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく。
- 道府県と特別市が役割分担を行い、特別市による水平連携及び道府県による垂直補完、さらには特別市による水平補完も視野に入れながら、それぞれの役割に注力し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋げていく。
- 人口減少社会等を背景として、自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計が求められる。

32

4 - 3 警察事務のあり方

これまでの議論や整理

- 警察事務について、特別市の区域とそれ以外の区域に分割されることになるが、広域犯罪への対応に懸念【指摘事項】
- 警察本部等を新たに設置し、人員を確保する必要があるなど、コストの増加や分割されることによる非効率化という問題が存在する可能性

考え方

- 警察事務について、特別市は道府県の区域外となることから、特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提とする。
- ただし、かつて自治体警察が存在していたものの、広域犯罪等への対応も考慮し、現在の警察法により、都道府県警察に移行した経過も踏まえ、公安委員会や警察本部の共同設置を含めた警察事務の共同処理など、道府県と特別市が共同で事務を担うことも可能とする。
- 共同で事務を担う場合においても、生活安全部門や交通部門など、市民生活と密着する分野については、特別市が中心的な役割を担うことを基本と考える。

33

4 - 4 税財政制度のあり方

これまでの議論や整理

- 特別市は、全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する道府県の行政サービスの提供に影響する可能性【指摘事項】
- 特別市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合には、必要な財政需要については、一義的には地方交付税により措置
- 特別市は、圏域において連携の中心的な役割を果たし、地域の実情に応じて、広域にまたがる業務を周辺市町村と連携して実施

考え方

- 特別市は地方税を一元的に徴収する。地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものである。
- 広域にまたがる業務について、道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が相応の負担金を支出する。
- 上記を踏まえても、道府県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないよう、調整を行うことができる仕組みの導入についても、あらかじめ国と協議の上、検討を進めていく。

34

4 - 5 道府県有施設の取扱い

これまでの議論や整理

- 指定都市域内には、道府県庁や警察本部などの多くの道府県機関・道府県有施設が設置されており、特別市移行によって、多額の移管費用が発生する可能性【指摘事項】

考え方

- 既に指定都市域内にある道府県有施設等の取扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、施設の移管・統廃合を費用負担も含めて、道府県と協議していくことになる。
- 人口減少社会等において、公共施設の適正配置を考える契機になるとともに、これから高度経済成長期に作られた公共施設が更新や見直しの時期を迎える中、移転等によるコストが一時的にかかる可能性がある一方で、将来的には維持管理コストの縮減なども見込まれる。
- 具体的な施設再編等については、特別市が法制化された後、移行に向けた協議の中で、道府県・指定都市間で詳細に検討・協議をするべき事項である。
- 道府県民や特別市民の利便性の観点から、特別市にそのまま設置することが望ましいと考えられる施設は、当面、特別市域に配置された状況も続く可能性はあるものと考ええる。

35

4 - 6 特別市移行の要件

これまでの議論や整理

- 現在の全ての指定都市を特別市制度の対象とする場合、現在47の広域自治体が最大67に増加する可能性
- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定人口以上の指定都市を対象を限定する必要
- かつての中核市のように、面積や昼夜間人口比率など、人口以外の要件を設定することも考えられる。
- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」も参考に、特別市移行の対象に指定都市に隣接する市町村を含めることも考えられる。

考え方

- 高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市について、区域内の事務を一元的に担う特別市への移行を可能とし、より自立した都市経営を行えるようにすることが、日本の将来において必要と考える。
- そのため、既に広域自治体の業務の大部分を担っている実績があり、人口50万人以上が要件とされる指定都市であることが、特別市移行の要件と考える。
- なお、指定都市移行の経過や地域特性などもあり、全ての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない。
- 人口要件以外の要件についても、既に指定都市であることにより、大都市としての十分な規模・能力・実績を有することが担保されているため、必要ないものと考えている。
- 対象に隣接する市町村を含める制度設計については、否定されるものではない。

36

4 - 7 特別市移行に向けた住民投票の考え方

これまでの議論や整理

- 多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書（令和3（2021）年11月）では、住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域が変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、特別市の移行の意思決定においては、住民投票は制度化せず、地域の実情に応じて任意で実施すると整理
- 移行手続については、市議会及び道府県議会の議決を経た上で、市と道府県が共同申請すると整理

考え方

- 特別市への移行により、指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、「大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）」では、住民投票が必要とされていることを踏まえ、住民投票によって、住民の意思を確認する必要がある。
- 特別市に移行する市民には、市の区域の変更や新たな住民負担は発生しないが、道府県の区域外となることや、道府県知事や道府県議会議員の選挙権がなくなるといった影響も考えられる。
- 一方、当該特別市以外の道府県民には、道府県が提供する住民サービス、道府県の名称等を含め、直接的な不利益となる影響等は与えないものと考えている。
- 住民投票が制度化された場合には、特別市への移行は、特別市に移行する基礎自治体のあり方を問うものであるため、住民投票を行う範囲は特別市に移行する「市民」と考えるべきである。

37

6 「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」 個別論点に対する考え方

38

とりまとめ趣旨、個別論点

とりまとめ趣旨

- 令和7（2025）年6月に、総務省において、「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書」（以下「報告書」という。）のとりまとめが行われた。
- 報告書では、特別市制度全般に関する論点に加え、広域自治体が分割されることによる影響を中心として、個別具体の事務の例示がなされた上で、論点が挙げられている。
- 今回、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、議論を行い、報告書で示されている個別具体の事業に対する論点について、現時点の考え方をとりまとめた。
- なお、特別市制度全般に関する論点については、別途「特別市制度に関する考え方」として、とりまとめを行っている。

個別論点

- 1 道府県の事務処理への影響と対応
- 2 災害時の総合調整事務への対応（例：コンビナート地域の災害対応）
- 3 警察事務への対応
- 4 医療提供体制の確保に関する事務への対応
- 5 都市計画に関する事務への対応
- 6 残存する道府県の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための財政面での対応
- 7 特別市移行手続における道府県や周辺市町村との協議

39

1 道府県の事務処理への影響と対応

論点

- 道府県が担っている事務について、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、残存する道府県の実務処理にどのような影響が生じ得るか。また、円滑な事務処理に影響が生じないようにするための対応の方向性をどのように考えているか。（報告書P15）

考え方

- 今の道府県の形ができてから135年以上が経過し、生活環境や社会経済活動の変化がある中では、これまでの広域的な事務についても、必ずしも道府県の区域に捉われず、実情に合わせた柔軟な圏域により対応していくべきものとする。
- そのため、現行の広域自治体が分割されることをマイナスに捉えず、むしろ特別市と道府県との水平連携により、道府県の形に捉われない圏域での取組を推進していくことが必要とする。
- 道府県の区域内における地域資源の分配・活用という観点であれば、特別市が道府県や市町村と直接的な水平連携を行い、特別市が有する地域資源を活用することで、特別市以外の住民サービスを維持することができると考える。また、市町村のバックアップという観点であれば、むしろ道府県が市町村の補完・支援に一層注力できるようになり、プラスに働くものとする。
- 以上のことから、特別市の設置が、直ちに道府県の円滑な事務処理に支障をもたらすものとは考えていないが、仮に、道府県の実務処理にマイナスの影響が生じる懸念がある場合の対応としては、特別市への移行に際して指定都市・道府県間での事前協議を十分に行い、連携や対応の方針をあらかじめ決めておくことや、事務の性質や地域の実情に応じて特別市と道府県が事務を共同処理する仕組みを設けることなどが考えられる。

40

2 災害時の総合調整事務への対応（例：コンビナート地域の災害対応）

論点

- 災害発生時の総合調整事務について、例えば、コンビナート地域における災害は、被害が市域を越えて広がることもあり得ることから、特別市の設置により、特別市と残存する道府県という広域自治体間の関係となることで、円滑な調整を行うことが困難になることが懸念されるが、どのように考えているか。（報告書P15、16）

考え方

- コンビナート地域の災害対応については、コンビナート地域という、市域をまたいだ連続性があり、災害発生時には一連の対応が求められる地域であるため、石油コンビナート等災害防止法により防災本部を都道府県に置くことで、一体的な対応をとることが必要とされていると認識している。特別市が設置されて道府県の区域外となる場合であっても、防災本部の体制は、コンビナート地域という特性に鑑み、コンビナート地域単位での本部を設置し、一体的な対応が可能となるよう、災害対応の仕組みづくりがなされることが望ましいと考える。その上で、特別市と残存する道府県については、特別市への移行手続に係る事前の協議の中で、災害発生時の適切な対応・役割を調整し、あらかじめ組織体制を決定しておくことで十分な対応を図れるものとする。
- また、コンビナート地域に限らず、災害の状況によっては、特別市の市域内は特別市が対応し、道府県はそれ以外の地域に注力するという役割分担によって、行政サービス水準が低下することなく、むしろ地域全体としては行政サービス水準が向上すると考える。さらに、地域内のリスク分散にも繋がると考える。
- 第5回WG資料に記載のとおり、コンビナート地域に所在する事業所に係る高圧ガス保安法事務について、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移譲することは可能と所管省庁より示されているところ、神奈川県での移譲の事例では、移譲に向けての協議の中で、防災活動や応急活動等が適切に実施できるよう、県、横浜市及び川崎市の役割や協力関係を整理した上で移譲に至ったものである。まさに地域の実情に応じて関係自治体同士で協議し、災害発生時の調整に係る懸念を払拭し、権限移譲を実現させたものに他ならず、特別市への移行手続においても同様に、指定都市と道府県の協議によって、災害対応に支障を生じさせない体制作りは可能と考える。
- また、コンビナート地域以外にも、仮に被害が市域や県域を越えて広域的なものとなった場合でも、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の制度により、現在も広域自治体同士が協力して対応している実態がある。
- 以上のことから、道府県の区域外の特別市への移行が、直ちに円滑な調整を行うことが困難になることに繋がるとは考えていない。特別市と道府県の間での協議により適切な災害対応体制が構築されれば、むしろ権限の一元化による防災力の強化に繋がるメリットもあるものとする。

41

3 警察事務への対応

論点 1

- 警察事務について、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、組織犯罪等の広域犯罪への対応に支障が生じることが懸念されるほか、新たな警察本部等の設置や人員の確保など、コストの増加や分割による非効率化という現実的な問題が存在すると考えられるが、どのように考えているか。（報告書P15、16）

考え方

- 警察事務の具体的なあり方については、特別市制度に見合ったあり方を今後国と協議していきたいと考える。
- 特別市は、道府県の区域外となることから、警察事務も一元的に引き受け、特別市に公安委員会及び警察本部を設置することが前提と考える。
- 現在の指定都市については、警察法により道府県警察本部に市警察部が置かれているが、特別市によって警察本部を自らが設置することにより、その機能を強化することができるものと考えている。
- 都道府県警察の分割による広域犯罪への対応について指摘されることがあるが、現在も都道府県域を越えた広域犯罪化が進んでいる中、既に都道府県域をまたいだ都道府県警察間の連携・広域捜査による対応が図られており、特別市となっても現行と同様に、所管区域をまたいだ連携により、大きな支障は生じないものと考えている。
- 都道府県警察が細分化されることによるコストの増加や非効率化の可能性については、特別市が警察事務を担うことで、市が有する地域安全に関する情報やノウハウ等を活用しやすくなり、治安・防犯対策の強化を図ることが可能となるなど、地域に根差した、より一層のきめ細やかな対応が可能となると考えている。また一方で、特別市全体としては、二重行政の解消や行政運営の工夫などにより、コスト削減に繋がることも考えられる。

42

3 警察事務への対応

論点 2

- 特別市と残存する道府県とで警察組織を共同設置することについては、警察事務に対する長・議会の関わりや警察の民主的管理の在り方をどう考えるかといった課題があると考えられるが、どのように考えているか。（報告書P16）

考え方

- 警察の民主的管理については、公安委員会の設置や委員の選任過程等における議会の関わりにより担保されていると考えられる。
- 現在の公安委員の仕組みでは、公安委員5名のうち2名は指定都市の市長が市議会の同意を得て推薦したものについて知事が任命するものとされている。特別市と道府県が公安委員会を共同設置する場合においても特別市と道府県の議会から推薦したものを含めて任命するなどの工夫を行うことが考えられる。
- 警察組織を共同設置する場合の各長や議会の関わりについては、道府県と特別市の協議により決めるべきものであると認識しているが、具体的には、今後、警察事務に関する国の関与のあり方も含め国と協議していく必要があると考えている。

43

4 医療提供体制の確保に関する事務への対応

論点 1

- 大学病院や医師等の医療資源の多くが大都市部にある現状を踏まえると、特別市の事務とした場合には、特別市と残存する道府県の区域を含めた一体的な医療提供体制の確保に向けた取組が行われないこと等により、資源の効率的な活用による医療提供体制の維持が困難となることが懸念されるがどのように考えているか。（報告書P17）

考え方

- 特別市と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることで、資源を効率的に活用し、一体的な医療提供体制を確保する。
- 生活環境や社会経済活動が広範囲化した現代においては、必ずしも都道府県の区域に捉われず、実情に合わせた柔軟な圏域と自治体間の連携により対応していくことも重要である。特別市と都道府県との水平連携により、都道府県の形に捉われない圏域での医療提供体制の確保に向けた取組が促進されることで、プラスに作用する面もあると考える。
- 大都市部と地方の医療提供体制のあり方については、超高齢社会などを踏まえ、日本全体で検討していくことも必要であると考えている。

論点 2

- 特別市と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることが考え得るが、その場合であっても、協議・調整が調わなかった場合の対応については、なお課題があると考えているがどのように考えているか。（報告書P17）

考え方

- 広域自治体や周辺市町村との水平連携の強化により、広域的な事務への対応を図ることを考えており、事務の性質や地域の実情によっては、「共同処理」などの広域連携手法も想定している。
- 特別市と残存する道府県の間で協議・調整が調わなかった場合の対応については、特別市の制度設計の中で、新たな仕組みを設けるなど、あらかじめ国と協議の上、検討したいと考えているが、事案によっては現行の地方自治法第251条の自治紛争処理委員の制度を活用することも考えられる。

44

5 都市計画に関する事務への対応

論点 1

- 特別市が設置された場合、広域調整や効率性の観点から、現在都道府県が担っている事務（都市計画区域の指定、特に広域の見地から決定すべき都市施設に関する都市計画の決定に係る事務）を国が行うこととすることや、特別市と残存する道府県の間で広域調整を行うための新たなルールを設けることが考えられるが、現在都道府県が担っている地域のまちづくりに関する判断を国が行うことの妥当性についてはどのように考えるか。（報告書P17）

考え方

- 都市計画に関する事務については、地方分権改革の中で機関委任事務から自治事務化され、地域の実情に通じた地方自治体が自らの責任と判断でまちづくりを進めていくことができるよう、多くの事務権限が基礎自治体に移譲されてきたところである。そのため、道府県に残された事務権限については、広域性によるところが大きいと考える。
- 都市計画区域の指定については、行政区域にとらわれず複数の市町村にまたがることもあることから都道府県の事務とされていると考えられるところであるが、特別市が設置された場合、特別市域内で収まる区域の指定については、周辺自治体への影響等も考慮した広域的な視点を持った上での特別市の事務とすることが適当と考える。そして、市域に収まらない場合は、都道府県の所掌範囲にもかかってくるため、特別市と都道府県の間で適切な調整を行うこととし、そのための新たな仕組みを構築することが望ましいと考える。別の手法として、市域に収まらない場合には国が指定することとすることも考えられるが、それは、現行制度においても複数の道府県にまたがる区域の指定は国の事務とされている（都市計画法第5条第4項）ことから、国が行うことの妥当性は否定されるものでないとする。
- 広域の見地から決定すべき都市施設の都市計画の決定については、市域を越えて影響を及ぼすことが考えられることから都道府県の事務とされていると考えられるところであるが、都市計画法第87条の第2第1項により、それらの施設のうち、いくつかの事務権限は既に指定都市に移譲されており、引き続き都道府県に残されている事務権限は限定的な範囲である。そのため、これら都道府県に事務権限が残されている施設については、国が直接処理するのではなく、特別市が広域的な視点を持った上で都市計画の決定を行い、必要に応じて都道府県との調整の仕組みを検討するという方法も選択し得るのではないかと考える。これらの都市施設に関する都市計画への国の関与は極めて限定的であり（都市計画法第18条第3項）、国が直接行うことまでは必要ではないかと考える。

45

5 都市計画に関する事務への対応

論点 2

- 特別市が設置された場合、特別市が施行する都市計画事業の認可についても新たなルールを設けることが考えられるが、認可の事務を誰が行うこととするべきかや、仮に国が行うこととする場合の業務量負担についてどのように考えるか。（報告書P17）

考え方

- 都市計画事業の認可についても、実現はされなかったものの、平成20（2008）年の地方分権改革推進委員会第1次勧告において都市計画決定権者へ移譲すべきとされていたものであることから、国が行うこととするよりは、特別市が行うことを軸に検討すべきものとする。また、埼玉県や京都府など、既に事務処理特例によって、都道府県から市町村へ事務が移譲されている府県の事例が複数存在することからも、基礎自治体である特別市が行うことを軸に検討することが望ましいと考える。
- 前述のとおり、地方分権改革推進委員会からの勧告がありながら引き続き都道府県の事務とされた理由は、土地収用権が付与されることから、適切性・公益性を確保するために、第三者である都道府県が確認する必要があるとされたためと考えられる。そのため、特別市が事務を担うことへの懸念を払拭するための対策として、適切性・公益性を確認するため、第三者的な審査機関の設置や外部有識者の関与など第三者性を担保する制度設計や、事業認可と土地収用の所管部署を分けることによる土地収用に対する公平性・公正性・透明性の確保などが考えられる。
- これらの対策を講じた上で、特別市が事務を行うこととすれば、国の業務量負担の問題は生じないものとする。

46

6 残存する道府県の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための財政面での対応

論点

- 特別市への移行により、特別市の財源超過額が拡大する場合、残存する道府県の財源不足額が拡大するほか、他の地方公共団体にも影響が生じることが懸念される。こうした影響を避けつつ、特別市だけでなく残存する道府県、さらに他の地方公共団体において、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないようにすることが不可欠であり、そのための仕組みとしてどのようなものが考え得るか。（報告書P20）

考え方

- 地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、特別市の税財政制度は、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるべきものであると考えており、財政調整については、地方交付税制度により対応することが望ましいと考える。
- 現行の地方交付税制度とその運用を前提とすると、広域自治体の標準的な財政運営に支障をきたすことはなく、残存する市町村に対する直接的な影響はないものと考えているが、広域にまたがる業務について、都道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が相応の負担金を支出すること等も考えており、そうした中においても調整が可能であるとする。
- さらに、そうした調整を踏まえても、なお、道府県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないよう、調整を行うことができる仕組みの導入も考えられる。
- 具体的には、留保財源に着目する手法と超過財源に着目する手法が考えられ、前者については、県費負担教職員の市費移管の際と同様に、移管する税額の基準財政収入額への算入率を引き上げることで留保財源への影響を抑える手法が、後者については、特別市となることにより超過財源が増加する場合は、その増加額の一部を道府県に対する財政調整交付金等として活用する手法なども考えられる。
- 一方で、道府県は留保財源が減少するものの、これまで道府県が指定都市に対して留保財源を活用して対応してきた単独補助等の歳出も不要となることも踏まえた精査が必要であると考えており、特別市への移行により、他の地方公共団体へ影響が及ぶことのないよう、今後国と協議の上、検討を進めていく必要があるものと考えている。

47

論点

- 特別市移行後の残存する道府県が広域自治体として十分に機能し得るかという観点から検討することも考えられるが、移行手続の中で、残存する道府県が広域自治体として十分な規模能力を有するかについて、特別市に移行する区域の地方公共団体と道府県との間で協議が行われる仕組みが必要と考えるがどう考えているか。（報告書P24）
- 特別市移行後に残存する道府県が広域自治体として十分に機能し得るかという観点から、特別市移行の手続の中で、残存する道府県の事務や財産、組織体制、特別市と残存する道府県の間で広域的に対応する事務とその方策などについてあらかじめ協議を行い、決めておく必要がある。その内容は、住民にとって投票に当たっての重要な判断材料となり得るため、協議については、住民投票を必要とする場合、実施前に、指定都市と道府県の間で行われる必要があると考えるがどう考えているか。（報告書P26、27）
- 指定都市と周辺市町村との間で、特別市移行後の特別市と周辺市町村との連携のあり方や当該連携において特別市が担う役割などについて、協議を行うことも考えられるがどう考えているか。（報告書P27）

考え方

- 特別市への移行手続については、特別市へ移行する指定都市等と残存する道府県との間での十分な協議やそれぞれの議会での議決が必要であると考えているため、その協議の中で、残存する道府県の広域自治体としての規模能力についても議論されるべきものとする。
- 特別市への移行手続については、住民投票を実施する前に、特別市へ移行する指定都市等と残存する道府県との間での協議を行い、合意が図られることが必要であると考えているため、そのような制度設計がなされるべきものとする。
- 特別市は、周辺自治体等との水平的・対等な連携協力関係の中心となって取組を強化するとともに、大都市圏域の形成を行いネットワークの中心的役割を担うなど、圏域マネジメントを行う役割を果たすことを考えているため、連携の分野・内容や特別市移行後の影響度合いに応じて、移行前にあらかじめ調整しておくことが望ましい事項については、周辺市町村と事前協議を行うことも必要になると考える。

7 特別市制度の法制化案

1 法制化案の検討に当たっての考え方

主に参考とした法律

- 検討に当たっては、『現行の地方自治法』のほか、かつて特別市を規定していた『昭和31(1956)年改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）』、平成24(2012)年に成立した『大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市地域特別区設置法」という。）』を主に参考にしている。

特別市の「基本的な事項」の規定

- 大都市地域特別区設置法は、地方自治法の特別法として、特別区の設置に係る手続を定めた法律であるが、特別区の性格等の「基本的な事項」については地方自治法に規定している。
- 特別市についても、地方自治法において「基本的な事項」を規定する必要があると整理している。

特別市への「移行手続」の規定

- 特別市への「移行手続」の規定についても、特別市に係る一般的な規定を定めるものであることから、別に特別法を制定するのではなく、地方自治法を改正して規定する手法を採用している。

（参考）大都市地域特別区設置法が特別法として制定された経緯

- ・ 特別法という法形式が採用されたのは、地方自治法における従来の特別区は都にのみ置かれることを前提として制度化されて長年の運用によって定着してきたという経緯があり、設置手続の位置付けが異なるという特殊性があったためとされている。
- ・ 今回の特別市に係る規定については、そのような特殊性がないことから、地方自治法に規定を置くこととしている。

※ なお、今後の特別市に関する議論の進展の中で、移行手続の位置付け等の整理の状況に応じ、特別市の移行手続を特別法で別に定めるという選択肢も十分考えられる。

50

2 法制化案の概要

（※ 地方自治法第3編第1章に規定を置くこととし、各条番号は、地方自治法における条番号）

特別市の種類

（第1条の3）

- ・ 特別市を特別地方公共団体とする。

特別市の事務

（第264条）

- ・ 地域における事務、その他の事務で法令により都道府県又は市が処理するもの（市町村に関する連絡調整に関するもの等を除く。）等を処理する。
- ・ 地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じ、当該市町村の事務を補完する事務を処理するものとする。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。
- ・ 事務を処理するに当たっては、国・関係地方公共団体の協力の下、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮しなければならない。

特別市の区域

（第265条）

- ・ 特別市は、都道府県の区域外とする。

特別市の設置

（第266条～第271条）

- ・ 協議の求め 指定都市等から都道府県へ特別市設置協議会設置の協議の求め
- ・ 特別市設置協議会による協定書の作成
協議会設置の指定都市等・都道府県の各議会の議決 → 協議会の設置 → 協定書の作成 → 指定都市等・都道府県の各議会の承認（議決）
- ・ 設置の申請 住民投票 → 総務大臣へ指定都市等及び都道府県の共同申請
- ・ 設置の処分 国会の承認 → 内閣が設置の処分 → 総務大臣の告示

廃置分合の特例

（第272条）

- ・ 特別市設置に伴う都道府県の廃置分合・境界変更については、法律の定めを不要とし、その境界は自ずと変更されるものとする。
- ・ 特別市設置後の特別市の廃置分合・境界変更については、関係自治体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める。
- ・ 特別市に編入されようとする自治体においては、住民投票を要する。

住民

（第273条）

- ・ 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

議会

（第274条）

- ・ 特別市の議事機関として、議会を置く。
- ・ その権限や機能等については、普通地方公共団体の議会の規定を準用する。

執行機関

（第275条～第276条）

- ・ 市長、副市長を置く。
- ・ 各執行機関の取扱いについては、普通地方公共団体の規定を準用する。都道府県・市町村に置く委員会・委員は、特別市にも設置する。

区の設置

（第277条）

- ・ 特別市の区域を分けて区（行政区）を設ける。
- ・ 区の事務所を置き、必要があるときは出張所を置くことができる。
- ・ 区長を置く。
- ・ 区長は、市長の補助機関である職員を充てるほか、必要に応じて、特別職の区長を選任することもできる。
- ・ その他、区に関する取扱いは、指定都市の区の取扱いを準用する。

都道府県及び市に関する規定の適用

（第278条）

- ・ 地方自治法における都道府県に関する規定を特別市に適用する。
- ・ 地方自治法における市に関する規定に必要なものを特別市に適用する。
- ・ 他の法令において、都道府県又は市が処理することとされている事務で特別市が処理することとなるものに関する規定は、特別市にも適用する。

政令への委任

（第279条）

- ・ 特別市に関し必要な事項は、政令で定める。

51

3 特別市への移行手続



52

4 地方自治法以外の法令への影響

地方自治体の事務を規定する法令への影響

- 特別市制度の法制化に当たっては、法令への影響は地方自治法の規定にとどまらず、地方自治体の事務等を規定する多くの法令の規定にも影響が及ぶ。

「都道府県」や「市」に関する規定の適用

- 本法制化案においては、地方自治法に「他の法令中の都道府県や市に関する規定を特別市に適用する規定」を置くことで、多くの法令においては個別の改正を不要とし、「都道府県」や「市」等の文言を読み替えて対応することを想定している。

（参考）

旧地方自治法 … 他の法令中の「都道府県」及び「市」に関する規定を「特別市」に適用する規定を置いていた。
現行の地方自治法 … 他の法令中の「市」に関する規定を「特別区」に適用する規定を置いていた。

個別の法改正の必要性

- ただし、当該規定を置いた場合においても、各法令の規定の内容によっては、一層制である特別市にそのまま適用することが難しい規定もある（例：都道府県と市町村の間の関係を定めた規定など）ことから、別途、政令等で適用を除外する規定を定めることや、各法令の個別の改正を行うこと等が必要となる。

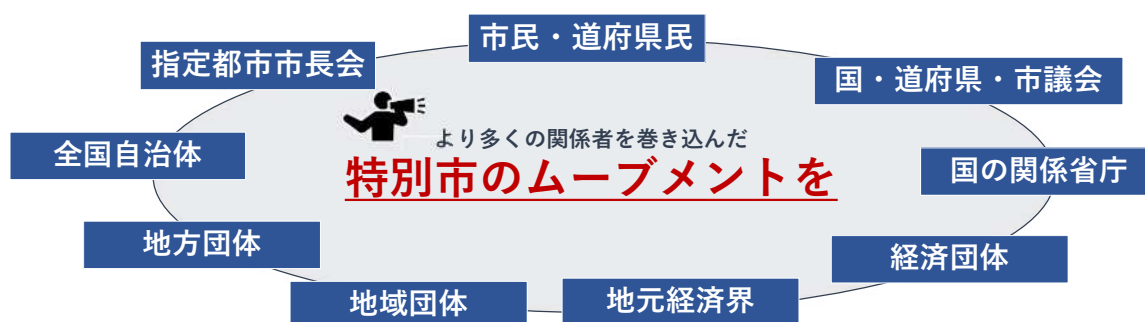
53

8 多様な大都市制度の早期実現に向けて

54

多様な大都市制度の早期実現に向けた機運醸成

機運醸成に向けて



【これまでの指定都市市長会での意見交換の状況等】



指定都市を応援する国会議員の会との意見交換（令和7（2025）年5月）



全国市長会 正副会長との意見交換（令和7（2025）年6月）



全国市議会議長会指定都市協議会との意見交換（令和7（2025）年8月）



経済同友会との意見交換（令和7（2025）年1月）

55

多様な大都市制度の早期実現に向けて

急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、**国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し**、我が国の地方自治制度のあり方や特別市制度を含む多様な大都市制度のあり方について、**我が国が一体となった議論を早急に行う必要がある**。

国への提言

本報告書を踏まえ、**次期地方制度調査会**において、**特別市制度の法制化に向けた議論を加速させ、多様な大都市制度の早期実現**を図っていただきたい。

今後の指定都市市長会の取組

- 多様な大都市制度の早期実現に向けて、**引き続き、機運醸成**を図る。
- **国や国会議員、経済界、全国知事会をはじめとした地方六団体等の関連団体と更なる意見交換を進め、理解を深めていただく取組を一層進めていくこととする。**

指定都市市長会
「多様な大都市制度実現プロジェクト」報告書
別冊資料

令和7（2025）年11月

特別市の実現による効果
具体的な事例集

市域内の行政サービスを一元的に担うことによる効果的な政策展開の具体事例

I 魅力的な発展を続けるまちづくり

- 1 投資還元や企業誘致の促進、手続きの迅速化による好循環なまちづくり
- 2 公共インフラ等を活用した柔軟なイベント開催等による賑わい創出
- 3 先端課題を解決する実証フィールドとしての魅力向上

II-1 強靱で安全・安心なまちづくり（警察事務を除く）

- 1 崖地崩壊対策、河川治水対策等の窓口一元化による安全性の向上
- 2 災害対策や感染症対策などの迅速・的確な対応
- 3 地域の実情に応じた医療施策の展開

II-2 強靱で安全・安心なまちづくり（警察事務）

- 1 交通安全対策の的確・迅速化
- 2 治安・防犯対策の強化
- 3 警察事務のうち、特別市が担うことで効果が期待される取組例

III 市民生活が充実し、利便性も向上するまちづくり

- 1 身近な区役所で扱う業務の多様化
- 2 施策の自由度向上や情報の一元化、施設の一元管理による市民の利便性向上
- 3 多様な人材の活用による地域の活性化

2

I-1 投資還元や企業誘致の促進、手続きの迅速化による好循環なまちづくり

- ・ 新たな投資が促進され、**積極的な企業誘致**や**地域開発等**が可能となる。
- ・ 公正性や中立性を担保した上で、特別市自らが事業認可等を行う仕組みを構築することで、都市計画事業の迅速化をはじめとして、**スピード感を持った魅力あるまちづくり**が可能となる。



キーワード

企業投資促進

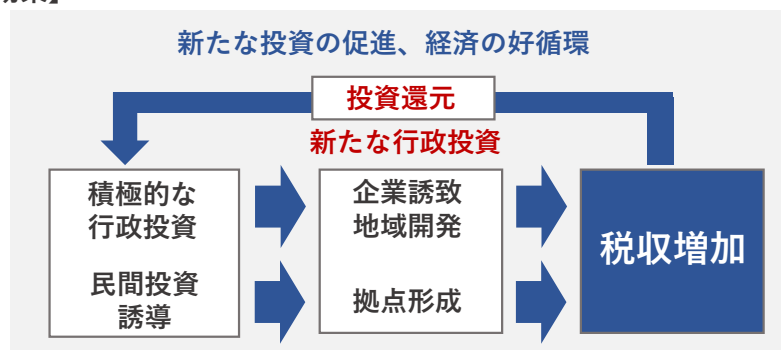
暮らしやすいまちづくり

受益と負担の一致

● 経済成長の好循環の事例【特別市実現による効果】



再開発後の市街地



スピード感を求める民間事業者に対応し、迅速な規制緩和などで**民間投資を誘導**
集中的なインフラ整備、税収増を活用し再開発を支援し**成長の好循環を生み出す**

3

1-2 公共インフラ等を活用した柔軟なイベント開催等による賑わい創出

- 道路の活用方法について、**市の判断で柔軟かつ迅速に決定**することが可能となる。
- **公共空間等を活用したイベント開催等において、魅力あるイベント等の開催**が可能となる。
- **人が集い、滞在し、周辺への波及効果も高い公共空間の実現**により、市民のQOLが向上する。

キーワード 地域活性化 まちの賑わい創出 市民のQOLの向上

● 道路空間の許可権限の事例【現在の状況】

都道府県

交通管理者

イベント主催者に対し、安全性の観点から道路使用許可を求める

指定都市

道路管理者

イベント主催者に対し、公共性の観点から道路占有許可を求める



道路を活用したイベント

市民ニーズを踏まえ、**まちづくりの観点から一体的に判断**することが必要

警察事務については、警察庁の指揮監督を受けることなどを鑑み、国とも意見交換をし、検討を深める必要がある。

市民が暮らしやすいまちづくりを実現するため、特別市が一体的に対応

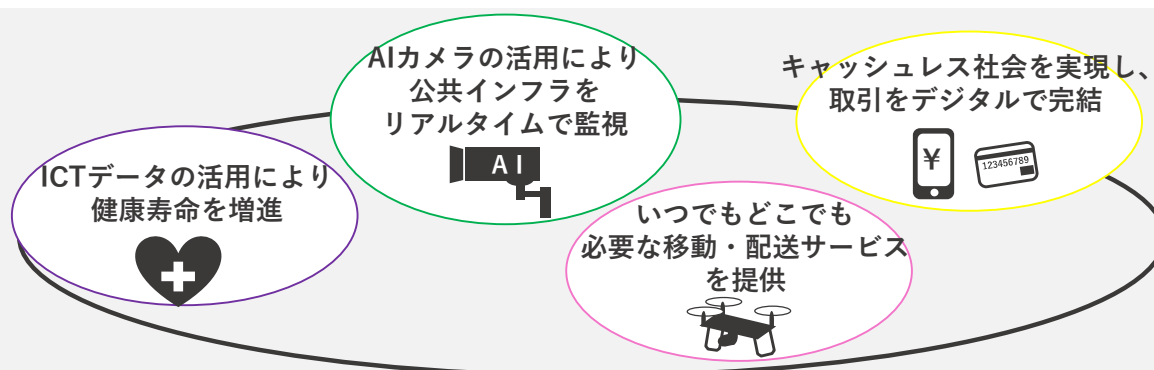
4

1-3 先端課題を解決する実証フィールドとしての魅力向上

- 先端の行政課題解決に向けた調整窓口の一本化や行政手続きの迅速化によって、企業等のビジネスモデル構築に資する**実証フィールドとしての魅力が向上**する。
- **先端行政課題の解決の効果を市民生活にも反映し、市民のWell-being向上などのプラスの効果**をもたらす。

キーワード 先端行政課題の解決 スタートアップ支援 市民のWell-being向上

● 実証フィールドとしての魅力向上に向けた事例【特別市実現による効果】



社会課題解決に向けた先端技術の実証フィールドを迅速に提供

5

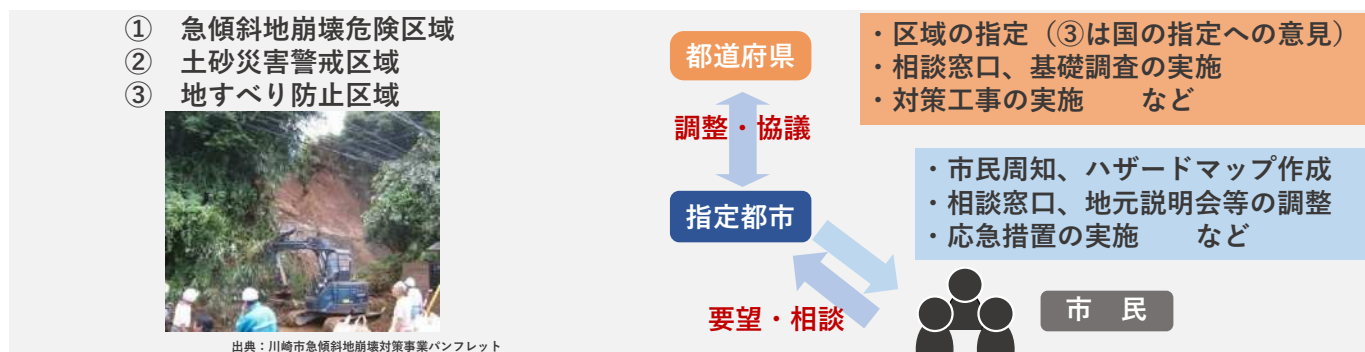
II - 1 - 1 崖地崩壊対策、河川治水対策等の窓口一元化による安全性の向上

市民

- 崖地対策や治水対策について、**地域のことをよく把握している特別市（区役所等）が一体的に対策**することで、**地域の防災力をより一層強化**することができる。
- 防災対策が必要な箇所の**迅速な指定及び工事の実施**が期待でき、より地域に寄り添ったきめ細かい対策が可能となることで、**地域の防災・減災対策の充実**につながる。

キーワード 防災・減災対策の充実 窓口の一元化 迅速かつ効果的な対応

● 土砂災害対策のための区域指定の事例【現在の状況】



特別市が**一体的に防災・減災を実施**することで、**より安全な市民生活を実現**

6

II - 1 - 2 災害対策や感染症対策などの迅速・的確な対応

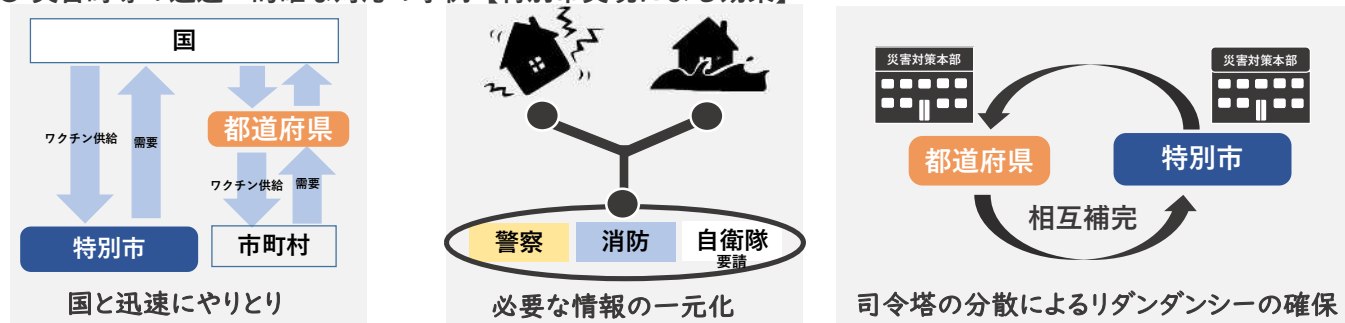
市民

都道府県

- 災害時における**消防や警察、自衛隊要請等の対応**や**必要な情報の一元化**を図ることが可能となり、災害状況や市民ニーズに応じて迅速な対応が可能になる。**司令塔の分散化などリダンダンシーの確保**も可能となる。
- 感染症対策について、**窓口を一元化し、直接国とやりとり**を行うなど、地域の実情や市民ニーズを的確に捉え、対策の迅速化を図る。
- 道府県は、緊急時において、**条件不利地域にある市町村への補完・支援**に注力することが可能となる。

キーワード 災害・感染症対策の充実 迅速かつ効率的な対応 リダンダンシーの確保

● 災害時等の迅速・的確な対応の事例【特別市実現による効果】



危機事象への**迅速かつ的確な対応**と、**リスク分散の実施**

7

II - 1 - 3 地域の実情に応じた医療施策の展開

市民

- ・ 特別市による医療計画の策定によって、地域包括ケアシステムとの連動がしやすくなるなど、**地域の実情にあった医療対応**が可能になる。
- ・ 周辺自治体との連携により、市民の生活圏にふさわしい形で、医療機関や福祉施設の相互利用を可能とすることなどで、**医療・介護体制を充実させ、超高齢化社会に的確に対応**する。

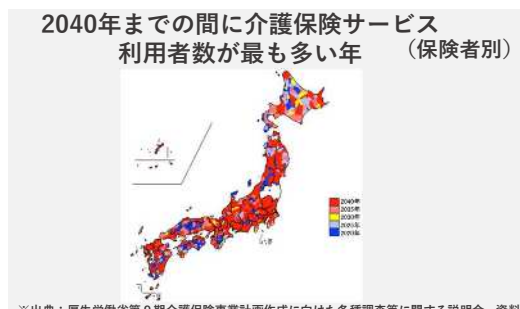
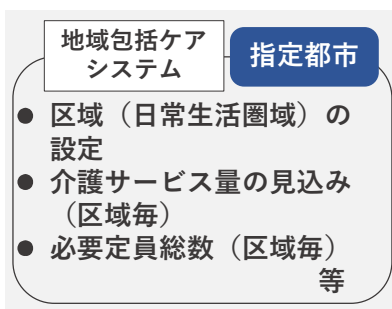
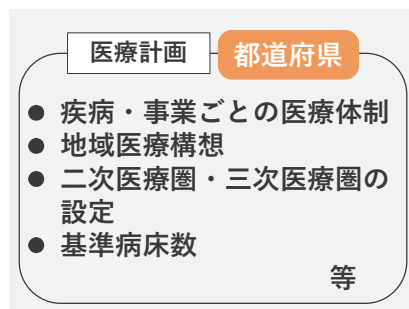
キーワード

医療・介護体制の充実

超高齢化社会への対応

都道府県をまたぐ圏域設定

● 一体的な医療施策の展開の事例【現在の状況】



二次医療圏を**都道府県の区域をまたいだ圏域単位で設定**し介護需要の変化にも柔軟に対応する必要

地域包括ケアシステムと連動した医療計画の策定により効果的な医療施策を展開

8

II - 2 - 1 交通安全対策の的確・迅速化

市民

- ・ 信号機や横断歩道の設置、交通規制などを市の権限で決めることができ、**市民ニーズを的確に把握しながら、市民の安全・安心の確保に関する迅速な対応**が可能となる。
- ・ 市と道府県で重複している類似施設等の管理が一元化され、手続きの簡略化や行政運営経費の節約に繋がることで、**より効率的な交通安全対策や効率的な道路行政**が可能となる。

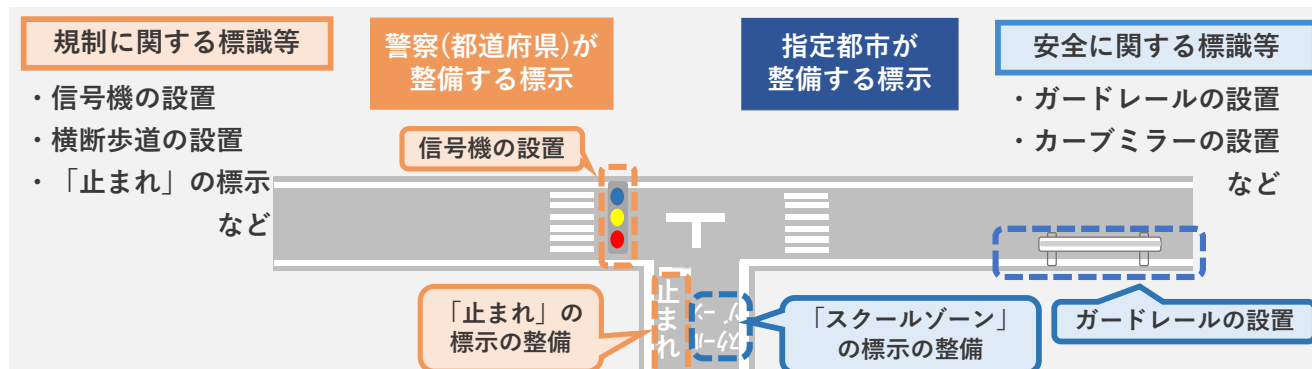
キーワード

交通安全対策の強化

市民の安全・安心の確保

迅速かつ的確な対応

● 交通安全対策の事例【現在の状況】



地域の実情に応じた、**一体的な交通安全対策の実施**

9

II - 2 - 2 治安・防犯対策の強化

市民

- ・ 市が有する豊富な情報を活用しやすくなり、**治安・防犯対策の強化**を図ることが可能となる。
- ・ 犯罪被害者等への支援に関する連携や情報共有が進み、**地域に根差した、より一層の支援**が可能となる。
- ・ 防犯対策は、市民ニーズが高く、特別市がニーズに沿った対応を行うことで、**効果的に市民の生命や財産を保護**することが可能となる。

キーワード

治安・防犯対策の強化

犯罪被害者等支援

市民の安心・安全の確保

● 治安・防犯対策と犯罪被害者支援の事例【指定都市の取組】



繁華街への防犯カメラの設置



青色回転灯を装備して
地域防犯パトロール



身近な犯罪情報を
アプリで通知



犯罪被害者支援

警察業務と一体的に実施し**地域の実情に合わせた防犯対策等の実施が必要**

治安・防犯対策を特別市が**一体的に取り組むことで、より効果的な取組を実施**

10

II - 2 - 3 警察事務のうち、特別市が担うことで効果が期待される取組例

市民

- ・ 警察事務のうち、**生活安全部門や交通部門**など、市民生活と密着する部門については、市の様々な施策と連携を密にすることで、**迅速かつ効果的な対策**が可能となる。
- ・ 町内会など地域の団体の取組と特別市の施策が連携することにより、**地域の実情に合わせた犯罪対策を効果的に実施**することが可能となる。

キーワード

関連施策との連携促進

地域の団体との連携強化

市民の安心・安全の確保

● 特別市が担うことで効果が期待される事例

1 市民生活の安全対策



路上喫煙対策

2 ストーカー・DV対策



地域を見守る防犯パトロール

3 交通規制・安全対策



違法駐輪対策

4 不法投棄対策 など



廃棄物の許認可・指導

現在の
指定都市
の取組

特別市の施策との連携により**迅速かつ効果的な取組を実施**

11

Ⅲ - 1 身近な区役所で扱う業務の多様化

- ・ 市民に最も身近な区役所が担うことができる業務が増え、手続きの迅速化など**市民の利便性が向上**する。
- ・ これまで道府県が担っていた業務について、身近な区役所が住民ニーズの把握を的確に行うことができ、**行政サービスの向上**に繋げることができる。

キーワード

市民に身近な区役所

住民ニーズの的確な把握

行政サービスの向上

● 市民の利便性向上の事例【特別市実現による効果】



区役所が住民ニーズを的確に把握し、**地域の実情に合った施策を展開**

12

Ⅲ - 2 施策の自由度向上や情報の一元化、施設の一元管理による市民の利便性向上

- ・ 道府県の関与を受けず、パスポートセンターを市民に身近な施設に設置・運用することがただちに可能となるなど、**市民の利便性が向上**する。
- ・ 幼稚園と保育所の事務権限が一元化され、相談窓口の一本化など、**事業者の利便性**が図れるとともに、**事故時の対応なども迅速かつ円滑に実施**することが可能となる。
- ・ 図書館や住宅、学校、公園などの**施設の一元管理**を行うことで、**効果的な施策展開**が可能となる。
- ・ 市に**情報等を一元化**することで、**効果的な市民サービスの提供**を行う。

キーワード

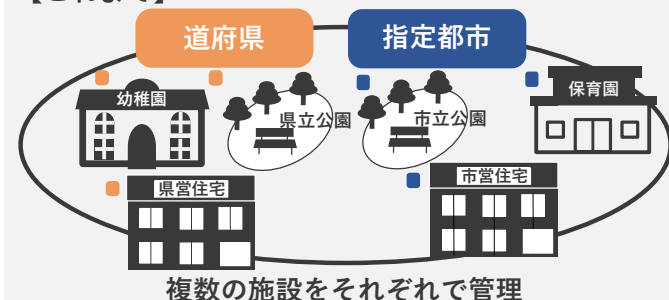
施策の自由度向上

事業者の利便性向上

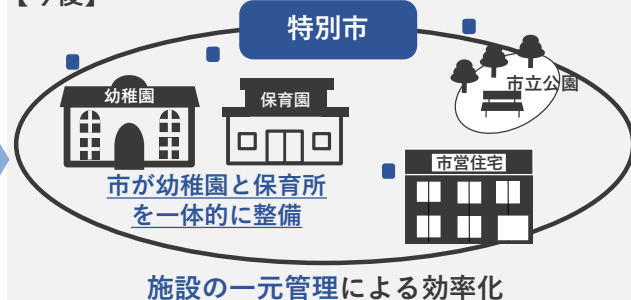
施設・情報などの一元化

● 施設の一元管理の事例【特別市実現による効果】

【これまで】



【今後】



施設の一元管理や市による一体的なサービス提供により**市民サービスを向上**

13

Ⅲ - 3 多様な人材の活用による地域の活性化

- ・ 教員の特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出など道府県が有していた事務権限を特別市が実施することで、**教育向上や柔軟な地域人材の活用**が可能となる。
- ・ その他各種資格試験に関する業務を一体的に扱うことが可能となり、他の施策と連動して、**地域の実情に応じた多様な人材の活用**が可能となる。
- ・ 資格取得支援と試験の実施、試験合格後の就労支援を一体的に実施し、**雇用のマッチングを実現**する。

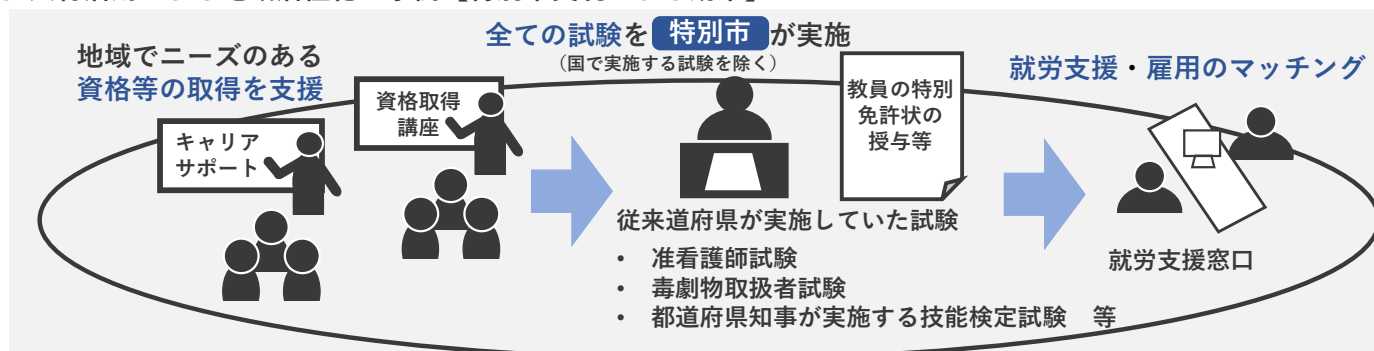
キーワード

地域人材の活用促進

教育施策の向上

雇用のマッチング

● 人材活用による地域活性化の事例【特別市実現による効果】



資格に関する業務と就労支援を一体的に実施することで**多様な人材を活用**

14

特別市の実現によって施策展開が可能となる事例

 周辺市町村
圏域

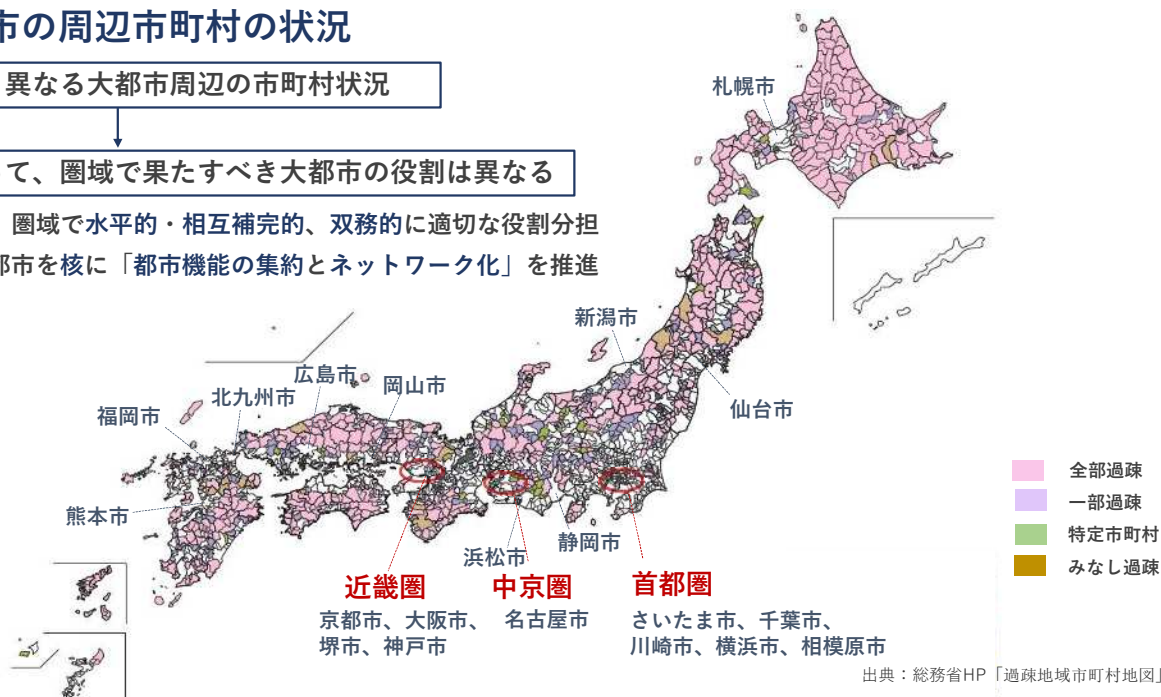
指定都市の周辺市町村の状況

地域により異なる大都市周辺の市町村状況

地域によって、圏域で果たすべき大都市の役割は異なる

【三大都市圏】圏域で水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担

【地方圏】大都市を核に「都市機能の集約とネットワーク化」を推進



出典：総務省HP「過疎地域市町村地図」から作成

15

都道府県や周辺市町村との連携、圏域の活性化の具体事例

周辺市町村 圏域

特別市が圏域の核となり、行政課題に応じて圏域を柔軟に設定し、
都道府県や周辺市町村等との水平連携によって、圏域の維持・活性化を果たす

I 周辺市町村との連携、圏域の活性化

- 1 主要駅周辺の拠点化と地域交通網の形成・利便性向上、雇用創出
- 2 新たな生活圏の形成による利便性の向上
- 3 同一生活圏内における分野に応じた柔軟な連携の加速
- 4 専門人材の育成・交流、事例の蓄積やノウハウ、知見の共有
- 5 スタートアップ支援の拠点形成と成長の好循環
- 6 DXの技術の共同利用

II 道府県による補完・支援の充実

- 1 道府県による他市町村の補完・支援の充実

16

I - 1 主要駅周辺の拠点化と地域交通網の形成・利便性向上、雇用創出

周辺市町村 圏域

- ・ 主要駅周辺の拠点性を高め、周辺自治体との連携により、圏域内のまちづくりへも波及させる。
- ・ 企業や医療機関、介護施設、大学などの集積により、圏域内での雇用の創出や人口のダム機能を果たす。
- ・ 交通事業者等とも連携した交通ネットワークの強化や、新たな観光施策が可能となり、圏域を形成する。

キーワード

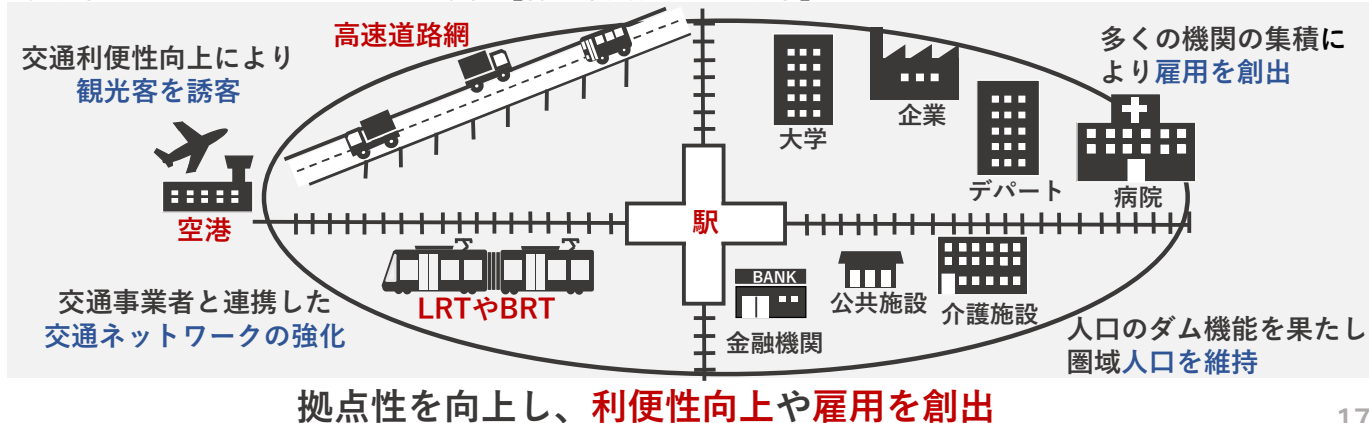
拠点性向上

雇用創出・ダム機能

交通ネットワーク強化

新たな観光施策

● 拠点性を向上させるまちづくりの事例【特別市実現による効果】



17

1-2 新たな生活圏の形成による利便性の向上

周辺
市町村 圏域

- ・ 周辺自治体と連携したまちづくりによって、**市町村の区域を超えた持続可能な生活圏の再構築**が進む。
- ・ 新たな生活圏が形成されるなど、**地域交通ネットワークのリ・デザイン**が進むとともに、**圏域経済の活性化も促進**される。

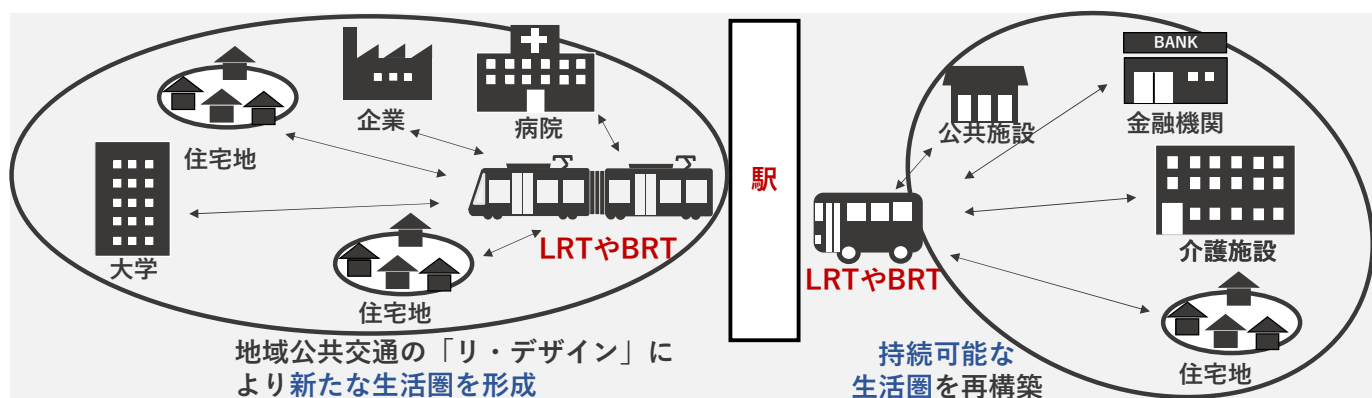
キーワード

生活圏の再構築

地域交通ネットワークのリ・デザイン

圏域経済の活性化

● 新たな生活圏の形成の事例【特別市実現による効果】



地域交通のリ・デザインなどにより**持続可能な生活圏を形成**

18

1-3 同一生活圏内における分野に応じた柔軟な連携の加速

周辺
市町村 圏域

- ・ 地域資源やノウハウ、先行的な取組事例を周辺自治体が活用し、**同一生活圏内での高度医療体制の充実や、GXの実現に向けた取組の加速、文化・スポーツの取組の活性化**などが進む。
- ・ **産官学の連携**によって**地域の課題解決が促進**される。
- ・ その他分野に応じて、**柔軟に圏域を設定し、機動的かつ効果的な施策の展開を進める**ことができる。

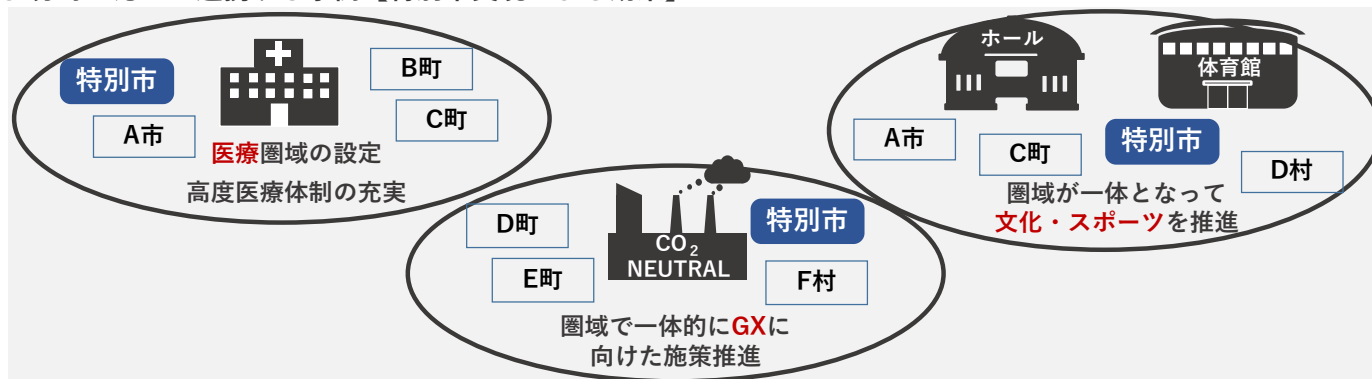
キーワード

地域資源やノウハウ、先行事例の活用

柔軟な圏域の設定

産学官金の連携

● 分野に応じて連携する事例【特別市実現による効果】



分野に応じて**柔軟に連携し先進的な取り組みを加速**

19

Ⅰ－４ 専門人材の育成・交流、事例の蓄積やノウハウ、知見の共有

周辺
市町村 圏域

- ・ 他自治体の専門人材の育成・交流を促進するとともに、共同による専門人材の確保など連携強化が進む。
- ・ 先進事例やノウハウの共有、行政のデジタル化等に伴う知識・情報の共有などを他自治体と図ることが一層可能となる。
- ・ 豊富な情報量を活用し、DXの推進において他自治体と連携した新たな施策を展開することが一層可能となる。

キーワード

専門人材の育成

事例の蓄積やノウハウ、知見の共有

圏域で連携した施策展開

● 専門人材の確保・育成の事例【特別市実現による効果】



圏域が一体となって人材の確保・育成を行うことで専門人材不足に対応

20

Ⅰ－５ スタートアップ支援の拠点形成と成長の好循環

周辺
市町村 圏域

- ・ 大都市による機動的な都市経営の効果が圏域内に波及し、スタートアップの創出と成長支援が加速される。（スタートアップエコシステム拠点を形成）
- ・ スタートアップとの連携の加速により、社会や圏域の課題を成長のエンジンに転換できる。
- ・ 新たな繋がりを生むプラットフォームを形成し、成長の成果を圏域内で好循環することができる。

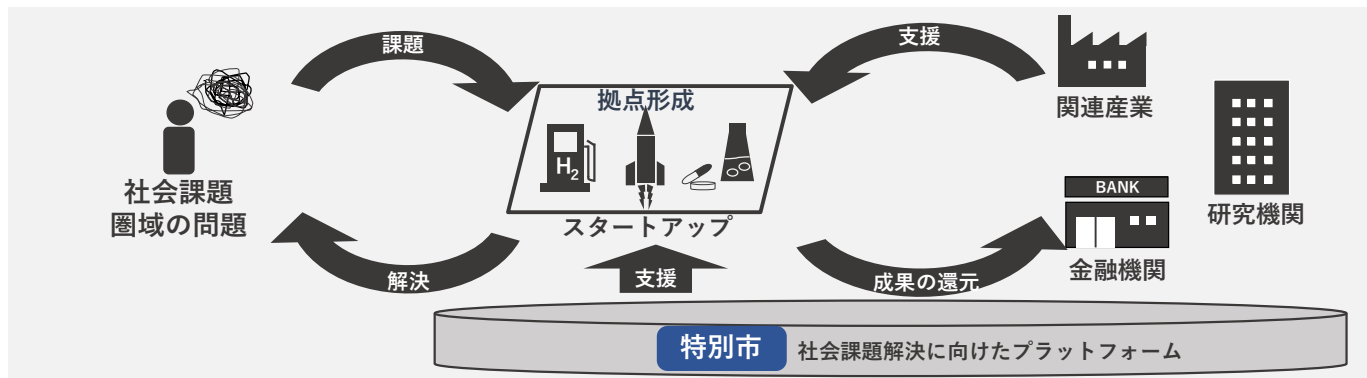
キーワード

スタートアップ創出支援

拠点形成

成長の好循環

● スタートアップエコシステム拠点形成の事例【特別市実現による効果】



特別市が中心となって社会や圏域の課題を成長のエンジンに転換

21

I - 6 DXの技術の共同利用

周辺
市町村 圏域

- ・ 圏域内で共通のプラットフォームを活用し、大都市が構築したシステムを共同で利用するなど、証明書発行や社会福祉に関する手続きをより効率的に実施することができる。
- ・ 高度な医療機関や教育機関の知見を、オンラインを通じて遠隔地の市町村にも一層提供することができる。
- ・ 圏域での連携が進むことで、先進的な取組を一層展開することができる。

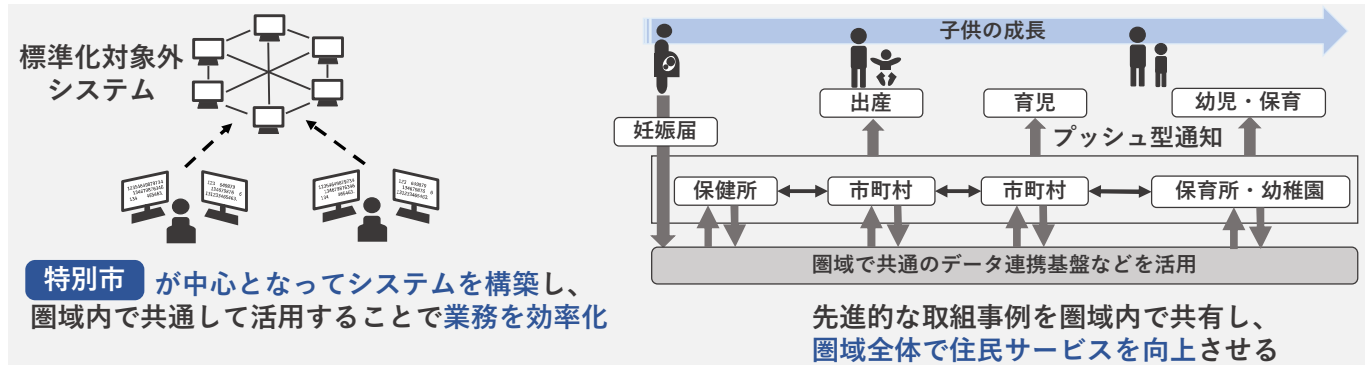
キーワード

デジタル技術の活用

遠隔地連携

先進的な取組の展開

● デジタル技術の共同開発・共同利用の事例【特別市実現による効果】



特別市の有するノウハウの共有で事務の効率化と住民サービス向上を実現

22

II - 1 道府県による他市町村の補完・支援の充実

都道府県 周辺
市町村 圏域

- ・ 道府県は、特別市以外の市町村の補完・支援に注力できるようになり、道府県の有する人的、物的資源を必要な地域に集約化することが可能となる。
- ・ 更なる人手不足や専門職人材の不足が見込まれる中、道府県は、人的面においても、特別市以外の市町村の補完機能を最大限発揮することが可能となる。
- ・ 道府県有施設の再配置によって、特別市以外の市町村で、より身近なところで施設を利用することが可能となる。さらに再配置による投資効果等で特別市以外の市町村の地域の活性化をもたらす。

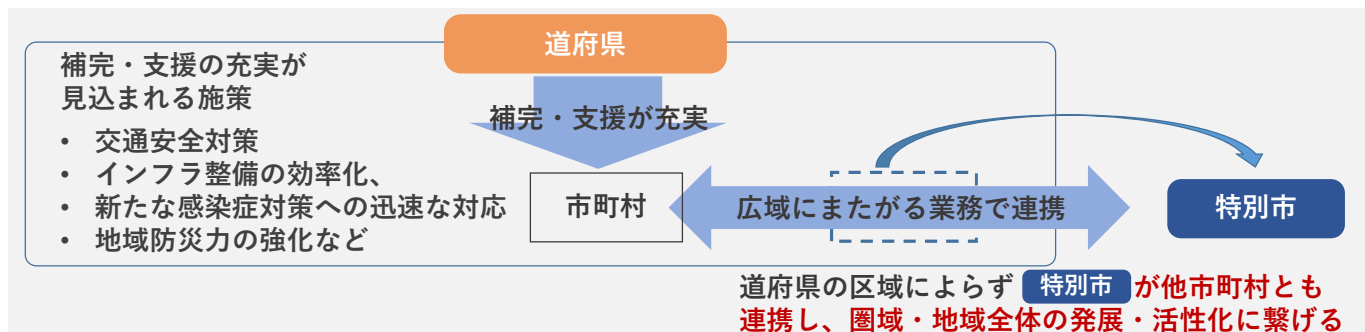
キーワード

市町村の補完・支援に注力

資源の集約化

施設の再配置

● 道府県による補完・支援の充実の事例【特別市実現による効果】



資源を集約化し、特別市以外の市町村の補完・支援に道府県が注力

23

グローバルに活躍し、国際競争力を向上させる具体事例

大都市として、グローバルにも活躍し、国際競争力を向上させ、日本経済を牽引する

グローバルに活躍

- 1 海外都市との都市間競争における圏域の牽引
- 2 先端都市としての行政課題の解決・実証フィールドの魅力向上
- 3 地域の特徴・強みを活かした強い経済圏の確立

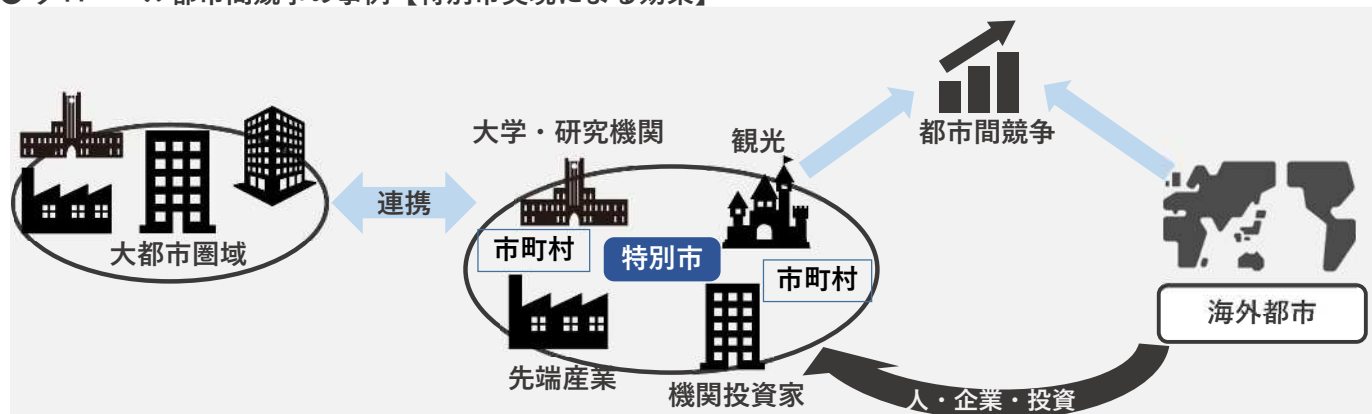
24

1 海外都市との都市間競争における圏域の牽引

- ・ 海外都市との競争下における都市や圏域イメージの向上策、観光施策、企業誘致策の中心的役割を果たすことが可能になる。また海外から人や企業、投資を呼び込む効果も見込まれる。
- ・ 地域の特徴・強みを活かした分野での海外都市との競争がより一層可能になる。

🔑 キーワード 海外都市との競争 企業誘致促進 人口流入

● グローバル都市間競争の事例【特別市実現による効果】



地域の特徴・強みを活かした分野での海外都市との競争が一層可能に

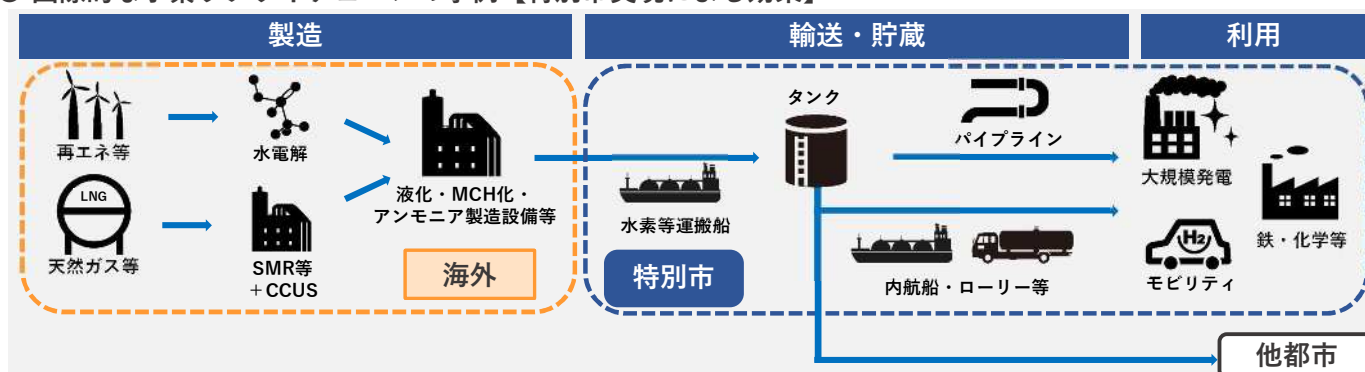
25

2 先端都市としての行政課題の解決・実証フィールドの魅力向上

- ・ 特別市が**国や企業等との調整役の中心**を担い、**都市や圏域の先端課題解決に向けた実証を展開**することが可能となる。
- ・ 海外都市との超広域な連携を通じた取組などについて、中心的役割を果たし、**圏域における取組とも連携**しながら展開が可能となる。
- ・ 先端都市として、**国の規制改革の積極的な提案**などを進め、都市としての魅力を向上する。

キーワード 先端都市としての魅力向上 規制改革 海外との超広域連携

● 国際的な水素サプライチェーンの事例【特別市実現による効果】



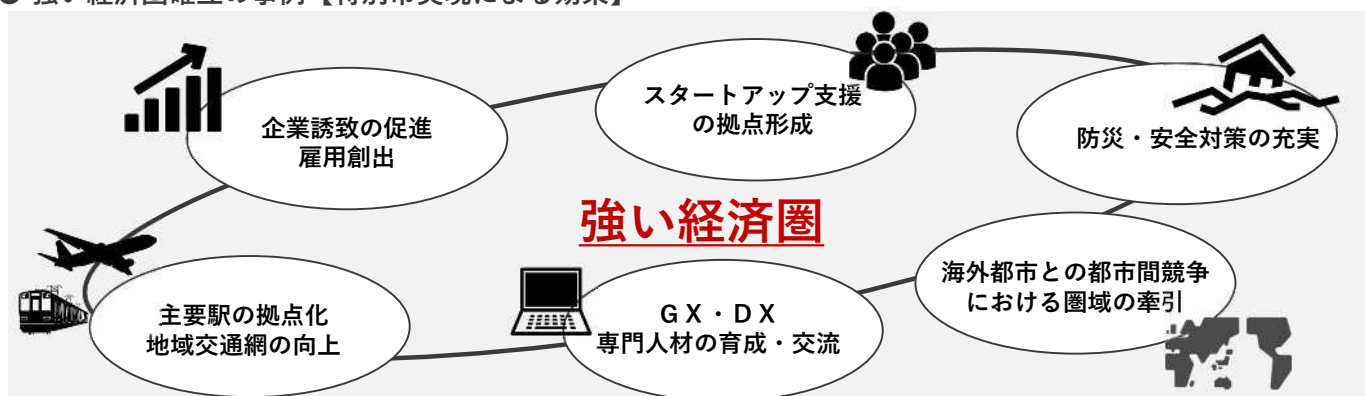
海外都市との連携の中心的役割を果たし、**圏域における取組とも連携した展開が可能** 26

3 地域の特徴・強みを活かした強い経済圏の確立

- ・ 自立性の高い特別市が、**その特徴・強みを活かして競い合うことで**、魅力ある文化や芸術、産業の集積、スタートアップ企業の誘致などを促進し、**強い経済圏の確立**が可能となる。
- ・ 我が国に強い経済圏が複数生まれることで、**多極分散型社会が形成**され、**東京一極集中の弊害の是正が可能**となる。

キーワード 強い経済圏の確立 東京一極集中による弊害の是正 多極分散型社会

● 強い経済圏確立の事例【特別市実現による効果】



強い経済圏が複数生まれ、多極分散型社会の形成が可能

指定都市の水平連携等の 主な取組事例

指定都市の水平連携等の主な取組事例

指定都市名	事業の名称	連携自治体名	概要	効果
仙台市	文化観光局東北連携推進室の設置	東北 6 県	東北の各自治体や関係団体等との連携強化、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、H28に文化観光局に東北連携推進室を設置。	2025年3月に策定した『仙台市観光戦略2027』の重点プロジェクトのひとつとして、「Another JAPAN, SENDAI, TOHOKU」の発信を位置づけし、東北一体となった情報発信、ツアー商品の制作等を実施。令和 6 年度に仙台で開催した絆まつりには、約57万人が来場、経済波及効果は63億2,600万円。
仙台市	TOHOKU DX GATEWAY	東北 6 県	東北の自治体共通課題を解決する自治体DXを促進するとともに、自治体間や民間企業との交流を深めることを目的としたイベントで、東北 6 県の後援のもと開催。	地域課題の解決に資するサービスの内容や導入効果等を紹介するブース展示、地域DXを推進する自治体・関係省庁によるトークセッションや講演の実施により、新たな交流や事業展開に繋がっている。令和 6 年度は来場者、出展者あわせて約1,800人が参加。
さいたま市	市民の図書館相互利用	川口市、蕨市、上尾市、伊奈町、戸田市、川越市、春日部市、蓮田市、白岡市	協定の締結により、市民が相互の図書館を利用を可能とする取組を実施。	令和4年度実績として、本協定に基づく他市町民の貸出利用人数が120,278人、本市市民の連携市町における貸出利用人数の合計が48,509人。
さいたま市	火災原因調査における技術支援	県内全消防本部	本市消防局が保有する鑑識及び鑑定資機材（デジタルマイクロスコープ等）について、県内の他消防本部が活用できるよう技術支援を実施。	令和 4 年度に14件、令和 5 年度に10件の鑑識・鑑定について技術支援を実施。各消防本部における資機材保有に係る負担軽減に繋がっている。
千葉市	保育所等の共同整備・管外保育の推進	市原市、四街道市	3市の市域を1つのエリアと捉え、エリア全体による定住促進や経済の活性化、さらに女性の社会進出を一段と促進するため、保育事業を中心とした子ども・子育て支援サービス等の現状把握や具体的な施策立案を検討し、管外保育などにおいて連携を実施。	市境・ターミナル駅近辺など、相互利用のニーズが高い地域においての保育所等の共同整備を実施（平成31年までに 2 施設整備）。また、3 市間相互の管外保育について、「勤務先がある」等の申請要件を満たさなくとも申請を可能とする、他の 2 市の空き施設の情報提供を行うなどにより、保護者の保育事業等の選択肢を広げることで、子ども・子育て支援環境の改善に繋がっている。
千葉市	印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画	佐倉市、八千代市	印旛沼・印旛放水路における水辺活用による賑わいの創出を図るため、花島公園周辺（千葉市）、佐倉ふるさと広場周辺（佐倉市）、県立八千代広域公園周辺（八千代市）において水辺拠点を整備したり、イベントを開催している。	拠点をネットワークでつないだ広域的イベントの開催などにより、印旛沼・印旛放水路の水辺の魅力を向上させ、にぎわいの創出や地域活性化を図っている。
横浜市	専門人材の育成・確保に関する検討会	川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市	専門人材の育成にかかる課題に対応するため、技術職員を対象とした研修への相互参加を実施。また、各市で不足する専門人材の確保にかかる課題については、「65歳以上の専門人材（技術職）活用に向けた取組」として、各市の会計年度任用職員等の募集情報を集約し、業務所管課から各市再任用満期（65歳）を迎える技術職員へ提供。	令和 7 年度は、横浜主催の研修に 2 日間で合計97人※が参加（会場参加17人、オンライン参加80人）。※参加申込数

指定都市の水平連携等の主な取組事例

指定都市名	事業の名称	連携自治体名	概要	効果
横浜市	8市連携スタディミーティング（若手職員勉強会）	川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市	2040年頃に8市の中核を担う世代の職員を対象に、広域連携に対する意識醸成や、職員間の将来にわたるネットワークの構築を目指し、広域的な課題の解決に向けた連携施策の提案書を作成するワークショップ等を含む研修を実施。	2040年頃に8市の中核を担う世代（20～30代）の職員がこれまでに累計97名（令和6年度までの累計）参加。
川崎市	空港臨海エリアにおける水素等の次世代エネルギーの利活用拡大に向けた連携協定	東京都、大田区	空港臨海エリアにおいて、産業競争力の維持・強化、エネルギーの安定供給及びカーボンニュートラルの実現に有効な手段である水素等について、三者が連携・協力して利活用拡大に向けた取組を実施。	水素等のパイプラインを含めた供給体制の構築に関するほか、水素等の需要の拡大に関する調査等の実施及び水素利活用の広報・普及啓発に関する事等について連携して取り組むことにより、首都圏ひいては日本のカーボンニュートラル化に貢献。
川崎市	8市連携市長会議（災害ごみ処理連携）	横浜市、町田市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市	主に局地的に発生する風水害などにより、発災直後から対応が必要となる災害廃棄物への対応について、周辺市町村と連携を行い、相互に支援できる体制の構築に向けた取組を推進。	各市の支援可能な項目や必要な支援等を平時から共有することで、災害時の支援のマッチングを迅速に行うことが可能となり、収集・処理に限らず、人的支援（仮保管場所の運営等）も含め、他都市との相互支援を可能とする。
相模原市	行政サービスの相互利用	町田市	医療機関における乳幼児健康診査の相互受け入れ、消費生活センターにおける消費生活相談の相互受け入れ等を実施。	市民が身近で利用しやすい機関で行政サービスを受けられ、市民の利便性が向上する。 【令和6年度実績】乳幼児健康診査 261件、消費生活相談 39件
相模原市	個別予防接種に関する業務委託契約	上野原市、道志村	周辺市町村住民の高齢者インフルエンザワクチン等の接種について、市内国民健康保険診療所においても接種可能とする取組を実施。	医療機関数が限られている周辺市町村の市民の利便性が向上する。 【令和6年度実績】 高齢者インフルエンザワクチン予防接種：9名 新型コロナウイルスワクチン接種：1名
静岡市	圏域経済拡大支援事業	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町	新たな販路獲得のため、圏域事業者が首都圏に展開できるよう商品開発と販路開拓の伴走支援を実施。	令和6年度は、支援事業者7社（応募：28社）を選定し、セミナー開催や首都圏でのテストマーケティングなどを実施し、商品開発の伴走支援を行い、7件の商品を開発。
静岡市	移住促進事業	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	移住フェアへの合同出展により、圏域への移住促進を図る取組の実施。	令和6年度は、東京での移住フェアに3回（第1回、2回静岡まるごと移住フェア、JOIN移住・交流＆地域おこしフェア）合同出展し、251組の相談を受付。

指定都市の水平連携等の主な取組事例

指定都市名	事業の名称	連携自治体名	概要	効果
浜松市	浜松医療センター及び市立湖西病院における持続可能な地域医療提供体制の確保に関する連携協定	湖西市	持続可能な地域医療提供体制を確保するため、浜松医療センター（浜松市）と市立湖西病院（湖西市）の相互連携を推進することにより、県西部医療圏の住民に対し、安全・安心で質の高い医療を提供。	湖西病院にとっては派遣医師の受入による診療体制の充実や助産師外来の開設により、患者の拡大が図られ、浜松医療センターにとっては高度急性期医療を必要とする患者の紹介や分俣の紹介を受けることができるとともに、急性期を脱した患者の転院先を確保できるといったメリットが双方に生じている。
浜松市	消防に係る三遠南信地域との連携	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村	浜松市が保有する消防ヘリコプターを活用し、災害による被害の軽減を図ることを目的とした航空応援を実施。また、三遠南信地域消防連絡会、県際消防連絡会議や合同訓練により、消防諸般の情報提供・交換と連携訓練を実施。	連携市町村からの応援要請に基づき出動し、林野火災の空中消火などを実施することにより、被害の軽減に貢献。4消防本部（浜松市消防局、湖西市消防本部、豊橋市消防本部、新城市消防本部）で構成する県際消防連絡会議及び合同訓練のほか、3消防本部（浜松市消防局・新城市消防本部・南信州広域連合飯田広域消防本部）で構成する県際消防連絡会議及び合同訓練を実施。
名古屋市	指令センターの共同運用	津島市、瀬戸市、尾張旭市、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合、愛西市	名古屋市周辺の5市町2組合（津島市、瀬戸市、尾張旭市、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合、愛西市）と指令センターの共同運用を実施（地方自治法に基づく名古屋市への事務委託方式）	各地域の災害情報を一元的に集約でき、従前より効率的かつ合理的な相互応援体制（高度な運用）が構築され、消防隊や救急隊が現場に到着するまでの時間が短縮されるなど、市民サービスの向上が図られている。また、共同運用のスケールメリットにより、指令センターの運営に必要な人員が84人から58人に合理化された。

指定都市の水平連携等の主な取組事例

指定都市名	事業の名称	連携自治体名	概要	効果
名古屋市	市外下水道使用料徴収事務委託	あま市、大治町、北名古屋市、清須市	市外給水区域である清須市（春日地区を除く）、北名古屋市久地野地区、あま市甚目寺地区、大治町での下水道使用料徴収事務を受託し、市内の水道料金と併せて、上下水道料金として一括徴収を実施。	各市町にとっては下水道使用料の徴収事務に係る費用や手間が軽減されるとともに、名古屋市にとっても効率的な事務処理や、収入増に繋がっている。
神戸市	一般廃棄物処理施設の広域連携（2030年度以降に開始予定）	芦屋市	芦屋市域で発生する可燃ごみを神戸市で焼却できる体制の構築に向けた取組を推進（芦屋市から神戸市への業務委託方式）	効率的なごみ発電・エネルギー回収の実現や、芦屋市を含む圏域の脱炭素・環境負荷低減などにも寄与する。
神戸市	病院の再編統合（2028年度に新病院開院予定）	三田市	三田市民病院（三田市）と済生会兵庫県病院（神戸市）の再編統合により新統合病院を整備を実施（三田市は設置者として新統合病院の整備事務を行い、神戸市は新統合病院の整備に伴う財政支援を実施）	当該地域における急性期医療が将来にわたって確保される。
岡山市	公立夜間中学の設置	倉敷市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、早島町、吉備中央町	様々な理由で中学校を卒業していない人や十分に学校で学ぶことができないまま卒業した人が義務教育を学び直す場として、岡山市が公立夜間中学（岡山後楽館中学校 夜間学級）を開設。連携自治体の住民も利用可能。	連携自治体の住民等に対しても、就学の機会を提供（令和7年4月入学者12名（うち連携自治体から1名））
岡山市	外部専門人材の活用	津山市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、早島町、美咲町、吉備中央町	専門分野での知識・経験を持った民間人材（外部専門人材）を岡山市が戦略マネージャーとして委嘱。対象分野における課題解決のために必要な助言・提案、職員の研修を実施。連携自治体も、研修への参加等が可能	リソースが少なく専門人材の確保が難しい連携自治体においても、専門人材の研修の助言や研修を受けることで、行政課題解決のための施策の実効性向上や知識等の向上に寄与（令和6年度は広報戦略マネージャーによる広報に関する相談会「広報クリニック」を実施）
岡山市、広島市	瀬戸内4県都市長会	岡山市、広島市、高松市、松山市	瀬戸内の中心都市である4市長を構成員とする瀬戸内4県都市長会において、毎年1回4市長が意見交換を行うための会議を開催するとともに、共同の観光プロモーション等を実施している。	4市が観光振興や販路拡大などの共通課題について互いの特性を活かしながら連携することで、取組に相乗効果を発揮させることが期待できる。令和6年度は、瀬戸内エリアの認知度向上及び周遊を促進するため、外国人個人観光客向けに、メディアを招請した情報発信、リーフレットを作成・配布を連携して実施している。

指定都市の水平連携等の主な取組事例

指定都市名	事業の名称	連携自治体名	概要	効果
広島市	圏域における技術職員の補完体制の構築	広島広域都市圏構成全市町	圏域市町の技術職員不足に対応するため、連携中枢都市である広島市が技術職員を確保し、技術職員が不足する市町の状況を勘案しつつ、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用した職員派遣を実施。	職員派遣という形で技術職員が不足する市町を人的に支援し、圏域の社会インフラ整備を支える職員体制の確保に取り組むことで、圏域全体の持続可能性を高め、ひいては本市の発展にも繋がる。（令和6年度派遣実績：3名（2市1町））
広島市	救急相談センター・広島広域都市圏・備後圏域の運営	呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、世羅町、岩国市、和木町、福山市、尾道市、府中市、竹原市、神石高原町、笠岡市、井原市	圏域を対象とした救急相談センター事業を実施することにより、24時間365日体制で電話による救急医療相談を受け付け、緊急度が高い場合には119番へ転送し、緊急度が低い場合には応急手当の助言等を行うとともに、併せて受診可能な医療機関を案内を実施。	救急要請や救急受診する前に相談できる窓口を設置することで、救急要請等を躊躇している潜在的重症患者の早期受診、重症化予防が図れるとともに、救急車や救急医療機関の適正利用を促進し、真に必要な重症患者への早期対応を図ることが可能となっている。 【相談件数】 令和4年度：67,997件 令和5年度：78,816件 令和6年度：79,115件
熊本市	地球温暖化対策の共同推進	熊本連携中枢都市圏（連携市町村）	「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目標とした「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定。地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進など、計画の取組を着実に推進し、「持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を目指す取組を実施。	策定した実行計画に基づき施策を推進するとともに、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策連絡会議等の開催を通じ、圏域の温室効果ガス排出量の算定や施策の進捗管理等を実施（令和2年度の温室効果ガス排出量では、既に2025年度目標値（33%削減）を達成）。また、地元紙等を活用した熊本連携中枢都市圏共同での普及啓発活動を実施。
熊本市	くまもと出会いサポートセンターによるマッチング支援	熊本連携中枢都市圏（連携市町村）	結婚を希望する独身者の出会いを応援するため、「くまもと出会いサポートセンター“Kumarry（クマリー）”」を共同で運営。AIマッチングシステムを活用した1対1のお見合い支援や婚活イベント・セミナーの開催など、多様な出会いの機会を提供する取組を実施。	センター開設（令和7年1月末）から令和7年5月末までのマッチング会員数が累計値915名

特別市制度の実現により、こうした**取組が加速**されるとともに
さらなる**事例の拡大も期待**される

今後の取組の方向性

多様な大都市制度の実現に向けた現状認識等

1 時期

- 現在は、**次期地方制度調査会**に向けた重要な時期
- 令和8年度からは、地方制度調査会の調査・審議が行われる期間になると推察
- 副首都構想など、大都市地域のあり方についての**議論の加速や関心が高まる時期**

2 求められる対応

- **次期地方制度調査会**に向けた諮問事項の**働きかけ**。また、地方制度調査会が設置された場合には、諮問内容によらずとも、調査・審議の状況を踏まえた指定都市市長会としての**タイムリーな発信が不可欠**である。
- また、特別市の法制化など多様な大都市制度の早期実現には、指定都市の市長が一体となり、**特に国会議員、関係団体（地方六団体、経済界）との議論や連携、理解をさらに深めた上で、国等へ提言していくことが必要**である。
- 特に関係団体の理解を求めるためには、**都道府県や市町村に理解いただける、将来を見据えた地方自治制度のあり方**について、指定都市市長会において、**更なる議論が必要**となる。

今後の取組の方向性

次の内容について、指定都市市長会で活動を行い、**国や政党等**に対し、**効果的な政策提言**を行っていくことが求められる。

1 地方制度調査会への対応

- 次期地方制度調査会への諮問が行われるまでの間は、大都市制度のあり方について、諮問事項となるよう**積極的な働きかけ**を行う。
- 次期地方制度調査会設置後は、調査・審議内容に応じて、**指定都市市長会内で検討や議論**を行い、指定都市市長会としての主張を**タイムリーに発信**する。

2 国会議員、関係団体への理解促進

- 国等へ提言することを前提に、多様な大都市制度の早期実現に向けて、**特に国会議員、関係団体（地方六団体、経済界）との議論や連携、理解を深めるために必要な方策等**について議論を行う。

【必要な方策等】

将来を見据えた地方自治制度のあり方（東京都への一極集中是正、多極分散型社会の構築等）、特別市制度のあり方（制度論）、国会議員（指定都市を応援する国会議員の会等）、関係団体との連携を進める上での方策や指定都市市長会の体制のあり方

3 機運醸成

- 多様な大都市制度の早期実現に向けた**機運醸成のために必要な対応**について議論を行う。